令和６年度
エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業
ガス事業及び熱供給事業に係る事業者別ＣＯ２排出係数の算定・集計・分析等業務
報告書

令和7年3月

みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社

目次

1.　事業目的 2
2.　ガス事業者及び熱供給事業者ごとの排出係数の算定・集計・分析等に係る業務 3
2.1.　ガス事業者及び熱供給事業者ごとの排出係数に関する窓口の設営 3
2.2.　報告対象事業者からの根拠資料等の収集 5
2.3.　根拠資料等の集計確認 6
2.4.　調査・分析 24
3.　マニュアル類の作成 27
3.1.　ガス事業者及び熱供給事業者別排出係数算出マニュアル 27
3.2.　事務局担当者用のマニュアル 29
4.　事業者向け説明会の開催 32
4.1.　第 1 回（令和 6 年度）説明会の概要 33
4.2.　第 2 回（令和 7 年度）説明会の概要 33
5.　温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会 34
5.1.　開催概要 34
5.2.　温対法に基づく事業者別排出係数に関する調査・検討 35

別添１　ガス事業者別排出係数算出マニュアル
別添２　熱供給事業者別排出係数算出マニュアル

1. 事業目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成１０年法律第１１７号。以下「温対法」という。）により、二酸化炭素等の温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、毎年度の排出量を国に報告することが義務付けられている。令和６年度の報告（令和５年度実績）より、都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素については、その算定に必要な二酸化炭素排出係数について、国が公表するガス事業者及び熱供給事業者ごとの係数（以下「温対法に基づく事業者別排出係数」という。）等を用いることとなった。

本事業では、経済産業省及び環境省に提出された係数算出を裏付ける資料（以下「根拠資料」という。）の集計・確認作業を行うとともに、その結果を分析することで、ガス事業及び熱供給事業におけるＣＯ２排出量を把握し、もって排出係数の算出方法に必要な政策課題を整理・検討するとともに排出係数の算出方法に係る有識者検討会の運営の補助等を行った。

2. ガス事業者及び熱供給事業者ごとの排出係数の算定・集計・分析等に係る業務

「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」[1]（以下「ガス通達」という）及び「熱供給事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」[2]（以下「熱通達」という）に基づき以下の集計・確認作業を行い、その結果の分析等を実施するとともに、ガス及び熱供給事業者向けのマニュアルの作成及び事業者説明会を開催した。

2.1. ガス事業者及び熱供給事業者ごとの排出係数に関する窓口の設営

ガス事業者及び熱供給事業者からの問い合わせや根拠資料の提出を受け付ける専用窓口(事務局)として、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（以下「みずほリサーチ&テクノロジーズ」という。）内に令和6年4月から令和7年3月の期間で専用電話及びメールアドレスを設置し、ガス事業者及び熱供給事業者からの問い合わせに対応した。

事務局の連絡先は、資源エネルギー庁ウェブサイト[3,4]に掲載した。窓口には、本制度及び関連制度である算定･報告・公表制度を熟知している人員を数名配置し、電話やメールによる問合せに迅速に対応できる体制を構築した。

また、問い合わせ内容については、記録を取り、事務局の担当者（以下、「担当者」という）で共有を図ることで同種の問い合わせに対して、担当者間で回答のレベル感を合わせ、速やかに対応できるように実施した。

なお、事務局の窓口は以下の通り、電話とメールで対応した。

(1) 電話対応

専用電話回線を設置し、休業日を除く平日において原則 9:30～17:30 の間で問合せを受け付けた。受け付けた問い合わせについて、即時対応可能なものについては、担当者が回答を行い、担当者が不在、あるいは即答できない場合には、回答作成の上、後日回答を行った。

(2) メール対応

問い合わせ専用のメールアドレスを設定し、電子メールによる問い合わせを常時受け付けた。なお、専用メールアドレスは全ての担当者を含んだメーリングリストとして作成しており、問い合わせが全ての担当者に直接届くようにして対応を実施した。

また、メールで問い合わせがあった場合には、担当者から速やかに質問者に対して回答を送信し、問い合わせ内容によっては質問内容の確認を兼ねて電話で回答を行ったものも存在する。

他方で、事務局担当者だけでは回答方針の判断がつかないものに関しては、資源エネルギー庁担当官にも回答方針の確認・すり合わせを行い、後日改めて回答を送信した。

なお、メールでの問い合わせ件数は約 130 件程度であった 。

---

[1] 「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（令和７年２月 21 日、経済産業省資源エネルギー庁長官、経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官、環境省地球環境局長）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/summary/guideline/pdf/250221_tsutatsu_gas.pdf

[2] 「熱供給事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（令和７年２月 21 日、経済産業省資源エネルギー庁長官、経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官、環境省地球環境局長）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/effective_use/pdf/250221_tsutatsu_heat.pdf

[3] 温対法に基づく事業者別排出係数の算出及び公表について －ガス事業者別排出係数－
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/ontaihou/index.html

[4] 温対法に基づく事業者別排出係数の算出及び公表について －熱供給事業者別排出係数－
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/effective_use/ontaihou.html

(3) 主な問合せ内容

ガス事業者及び熱供給事業者から受けた主な問合せ内容を表 2-1、表 2-2 に示す。

表 2-1　ガス事業者からの主な問合せ内容

分類・項目	問合せ内容	回答内容
制度全般	公表制度は始まっているか	令和 6 年度より開始
	公表のための手続き方法はどのように進めるか	エネ庁 HP[1] から様式をダウンロードして、通達を参考に排出係数を算出。算出した様式を事務局あてにメールで送付
	公表までのスケジュールを教えてほしい	エネ庁 HP[1] で公表予定
	係数の公開日はいつごろか	6 月下旬ごろに公表予定
	公表前に係数を教えてほしい	公表前に伝えることはできない
	来年の公表時期はいつか	令和 6 年度と同様の予定
	特定排出者に係る内容について	環境省ウェブサイト [5]を案内 環境省地球環境局地球温暖化対策課を案内
	公表は任意か義務か	公表は任意
	メニュー別排出係数を事前に登録しておくことは可能か	販売実績に基づき報告していただくため、事前登録は不要
	省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）に関する内容について	環境省ウェブサイト [5]を案内 環境省地球環境局地球温暖化対策課を案内
	簡易ガスは対象外か	対象外
排出係数	排出係数は、標準状態か、標準環境状態か	標準環境状態
	代替値の算出方法について	都市ガスの代替値 40.0[GJ/千 m3]※1 と 0.0140[tC/GJ]※2 から、 40.0×0.0140×44/12＝2.0533…[tCO2/千 m3]　とする予定。 ※1 2022NIR の P3-27（2020）（＝総合エネルギー統計の 2020 年度発熱量 39.96 より） ※2 2022NIR の P3-16（2020）（＝総合エネルギー統計の 2020 年度炭素排出係数 13.96 より） 上記はいずれも標準環境状態
	電力と同じように基礎/調整後が公表されるのか	ご認識の通り
	バイオメタンの扱い方について（排出係数はゼロか、ダブルカウントは発生しないか）	バイオメタンは排出ゼロとみなすことができ、ダブルカウントは発生しない
	代替値はどういう前提（温度・圧力・熱量）の値か	標準状態（温度 0 ℃、圧力 1 気圧）から標準環境状態（温度 25℃、圧力 1 バール）に変更されたため、発熱量は 40.0MJ
	エリアごとに報告してよいか	エリアごとに報告可能
	販売ガス量の根拠資料の提出は必要か	提出は任意
単位発熱量	過去の 44.8GJ/千 m^3 から 40.0 GJ/千 m^3 に変更されているが、どこから算定されたものか	40.0 GJ/千 m^3 は標準環境状態における値。さらに、環境省マニュアル [6]を引用して回答
クレジット	無効化通知書の記載について	用途の記載の変更はできない（排出量の調整から排出係数の調整への変更はできない）
	自社創出した J-クレジットを自社が提供するメニュー別排出係数に算入することは可能か	自社のメニュー別排出係数に使うことはできない

[5] 温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度（環境省）https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/index.html
[6] 第Ⅱ編温室効果ガス排出量の算定方法（42 頁目）
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_5-0_rev.pdf

分類・項目	問合せ内容	回答内容
様式	エラーを確認	修正版をアップロード

表 2-2　熱供給事業者からの主な問合せ内容

分類・項目	問合せ内容	回答内容
制度全般	メニュー別排出係数を事前に登録しておくことは可能か	販売実績に基づき報告していただくため、事前登録は不要
	公表までのスケジュールについて	エネ庁 HP で公表予定
	公表のための手続き方法はどのように進めるか	エネ庁 HP[2]から様式をダウンロードして、通達を参考に排出係数を算出。算出した様式を事務局あてにメールで送付
	係数の公開日はいつごろか	6 月下旬ごろに公表予定
	報告様式の形式はなにか	Excel 形式でメールで事務局に送付
	特定排出者に係る内容について	環境省ウェブサイト[5]を案内 環境省地球環境局地球温暖化対策課を案内
	省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）に関する内容	環境省ウェブサイト[5]を案内 環境省地球環境局地球温暖化対策課を案内
	公表は任意か義務か	公表は任意
排出係数	メニュー別排出係数におけるクレジットの利用方法について	メニュー別の販売熱量で按分された CO2 排出量に対して、メニューごとに任意に割り当てたクレジット等で無効化する
クレジット	使用できる J-クレジットに制限はあるか	制限はない
様式	エラーを確認	修正版をアップロード

2.2.　報告対象事業者からの根拠資料等の収集[7]

ガス事業者別排出係数の根拠資料は、報告対象事業者 6 社から収集を行い、熱供給事業者別排出係数の根拠資料は、報告対象事業者 18 社（供給エリア別で排出係数公表を希望する 4 社を含む）から収集を行った。なお、根拠資料としては、下記の資料を収集した。

- 基礎排出係数及び調整後排出係数の算定結果を裏付ける資料（EXCELファイル）（以下「報告様式」という。）
- 調整後二酸化炭素排出量の調整に用いた非化石証書及び国内・海外認証排出削減量等に係る情報を証明する書類（PDFファイル）
- 販売ガス量や販売熱量に係る情報や託送負担バイオガス量・小売託送量・連結託送量に係る実績通知書等（PDFファイル）

[7] 令和 6 年度報告時点

2.3. 根拠資料等の集計確認[7]

根拠資料等の集計確認に関しては、ガス事業者及び熱供給事業者の報告様式の各シートの入力内容を以下で示す方針で確認した。なお、令和 6 年度報告において提出された報告様式をもとに確認作業を実施したため、全てのシートの確認項目を記載していない。

2.3.1. ガス事業者の報告様式の確認事項[7]

ガス事業者の報告様式において、令和 6 年度報告では主に、表紙、表 1、表 5、表 1～4（メニュー別）、表 5（メニュー別）シートの内容を確認した。また、別添として、無効化通知書や託送負担バイオガス量等に関する実績通知書が提出されている場合は、各書類の記載内容が報告様式に適切に入力されているかどうかも併せて確認した。以下は、それぞれのシートや添付資料で確認すべき事項を示したものである。

(1) 表紙の記載について

報告様式の表紙シートの記載については、図 2-1 で示す、①から⑤の入力内容を確認した。

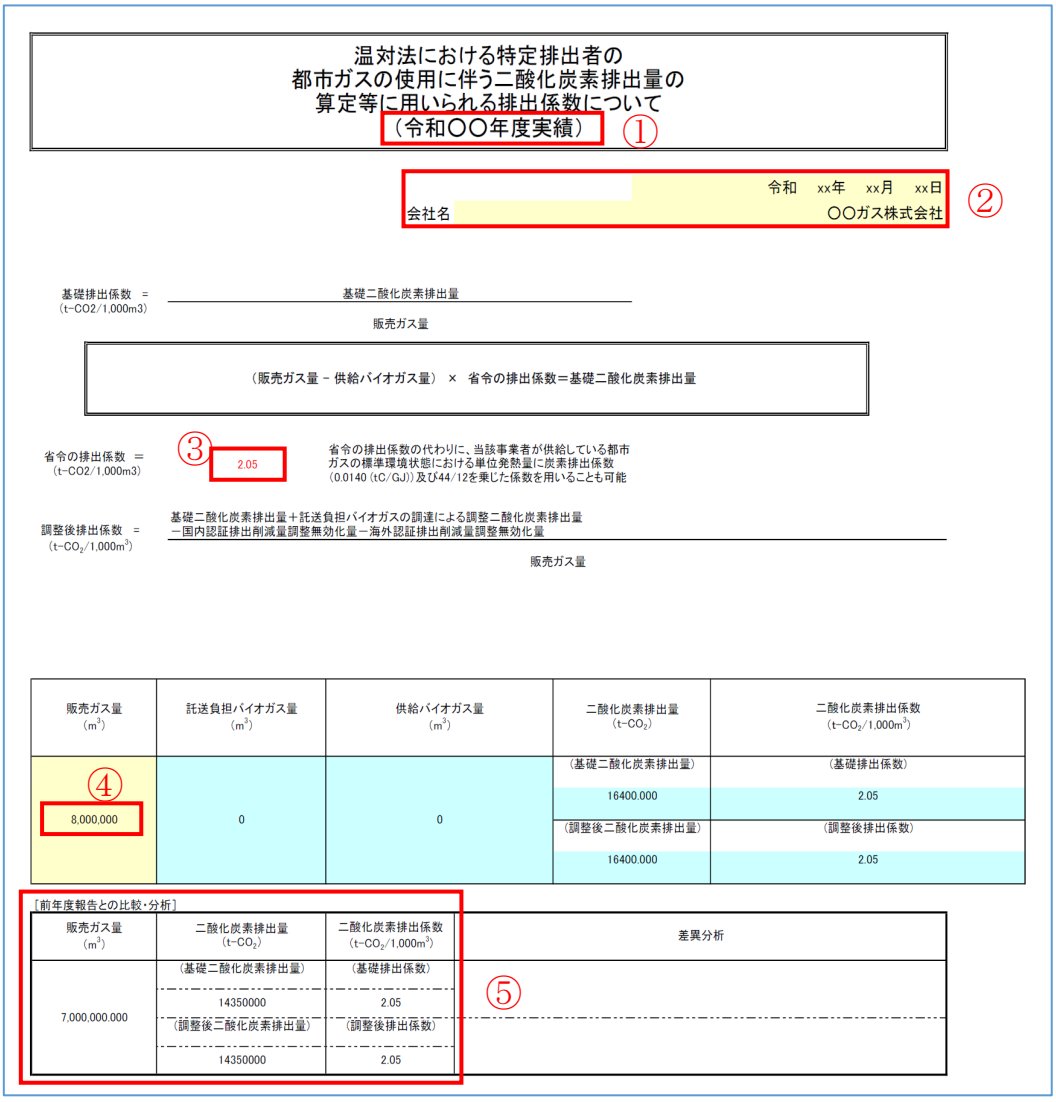

温対法における特定排出者の
都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の
算定等に用いられる排出係数について
（令和〇〇年度実績） ①

令和 xx年 xx月 xx日 ②
会社名 〇〇ガス株式会社

基礎排出係数 = 基礎二酸化炭素排出量 / 販売ガス量
(t-CO2/1,000m3)

（販売ガス量 － 供給バイオガス量） × 省令の排出係数＝基礎二酸化炭素排出量

省令の排出係数 = ③ 2.05
(t-CO2/1,000m3)

省令の排出係数の代わりに、当該事業者が供給している都市ガスの標準環境状態における単位発熱量に炭素排出係数(0.0140 (tC/GJ))及び44/12を乗じた係数を用いることも可能

調整後排出係数 = 基礎二酸化炭素排出量＋託送負担バイオガスの調達による調整二酸化炭素排出量 －国内認証排出削減量調整無効化量－海外認証排出削減量調整無効化量 / 販売ガス量
($t-CO_2/1,000m^3$)

販売ガス量 (m^3)	託送負担バイオガス量 (m^3)	供給バイオガス量 (m^3)	二酸化炭素排出量 ($t-CO_2$)	二酸化炭素排出係数 ($t-CO_2/1,000m^3$)
④ 8,000,000	0	0	（基礎二酸化炭素排出量） 16400.000	（基礎排出係数） 2.05
			（調整後二酸化炭素排出量） 16400.000	（調整後排出係数） 2.05

［前年度報告との比較・分析］

販売ガス量 (m^3)	二酸化炭素排出量 ($t-CO_2$)	二酸化炭素排出係数 ($t-CO_2/1,000m^3$)	差異分析
7,000,000.000	（基礎二酸化炭素排出量） 14350000	（基礎排出係数） 2.05	⑤
	（調整後二酸化炭素排出量） 14350000	（調整後排出係数） 2.05	

図 2-1 ガス事業者の報告様式：表紙シートの確認箇所

① 年度が妥当か
図 2-1 の①で示している「令和〇〇年度実績」の〇〇が令和 5 年度実績となっているかを確認した。

② 会社名が適切か
図 2-1 の②で示している会社名について、報告様式を提出したガス事業者の会社名が正しく記載されているかを確認した。

③ 省令の排出係数が適切な値か
図 2-1 の③で示している省令の排出係数として、「2.05（t-CO2/1,000m^3）が正しく入力されているかどうかを確認した。なお、異なる数値の場合は、当該ガス事業

者が実測値から算出した「当該事業者が供給している都市ガスの標準環境状態における単位発熱量に炭素排出係数（0.0140 (tC/GJ)）及び 44/12 を乗じた係数」となっている可能性があるため、当該ガス事業者にメール等で確認を実施した。

④　販売ガス量に違和感がないか

図 2-1 の④で示している販売ガス量に関して、当該ガス事業者から販売ガス量に係る証憑が別途提出されている場合は、証憑と販売ガス量の整合を確認した。なお、証憑が提出されていない場合は、当該ガス事業者のウェブサイトで公開している販売ガス量等の情報と照合し、規模感に違和感がないかを確認した。なお、完全一致していることまでは確認せず、規模感（桁数が一致しているか等）までを確認することとした。

⑤　前年度報告との比較・分析

図 2-1 の⑤で示している前年度報告との比較・分析欄について、前年度に報告様式を提出している事業者については、前年度実績が正しく記載されているかどうか確認した[8]。

[8] 制度開始初年度のため、令和 6 年度報告で該当者は存在せず。

(2) 表 1 シートの記載について

報告様式の表 1 シートの記載については、図 2-2 で示す、①、②の入力内容を確認した。

≪表1≫

自ら排出量調整無効化した国内認証排出削減量の内訳
（令和〇〇年度実績）

①

〇〇ガス株式会社

	削減量の種別	排出量調整無効化量（t-CO2）	特定番号	排出量調整無効化日
1	国内クレジット	100	JC-xxx-xxx-xxx …	20xx/xx/xx
2				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
合計		100		

②

※ 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、当該ガス事業者が排出量調整無効化を行ったことを確認できる書類を添付すること。

※ 本表に記載した全ての国内認証排出削減量については、特定排出者（自社を含む）が温対法第26条に基づき国に報告する調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることはできない。

図 2-2 ガス事業者の報告様式：表 1 シートの確認箇所

① 年度が妥当か
図 2-2 の①で示している「令和〇〇年度実績」の〇〇が令和 5 年度実績となっているかを確認した。

② 使用したクレジットの情報が適切に入力されているか
図 2-2 の②で示している、削減量の種別、排出量調整無効化量、特定番号、排出量調整無効化日が、当該ガス事業者が別途提出している無効化通知書の情報と整合しているかどうかを確認した。

(3) 表 5 シートの記載について

報告様式の表 5 シートの記載については、図 2-3 で示す、①、②の入力内容を確認した。

≪表5≫

託送負担バイオガスの調達による調整二酸化炭素排出量の算出の内訳

（令和〇〇年度実績）

①

〇〇ガス株式会社

①託送負担バイオガスの調達による調整二酸化炭素排出量の算出
以下の式で求める。

託送負担バイオガスの調達による調整二酸化炭素排出量 ＝（自社が調達した託送負担バイオガス量 － 託送分配バイオガス量）×省令の排出係数

当該ガス事業者の託送分配バイオガス量は、以下の式により算出するものとする。
(1)バイオガスが注入された導管事業者から託送供給を受ける小売事業者
①託送負担バイオガス量に、バイオガスが注入された導管事業者の小売託送量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量及び当該導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量の和で除して、「バイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量」を算出する。
②①で算出した「バイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量」に、バイオガスが注入された導管事業者により託送される当該小売事業者の販売ガス量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量で除して算出する。

(2)バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者から託送供給を受ける小売事業者
①託送負担バイオガス量に、バイオガスが注入された導管事業者の一の連結先導管事業者の受けた連結託送量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量及び当該導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量の和で除して、「バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者に配分される託送負担バイオガス量」を算出する。
②①で算出した「バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者に配分される託送負担バイオガス量」に、連結先導管事業者により託送される当該小売事業者の販売ガス量を乗じ、連結先導管事業者の小売託送量で除して算出する。

※託送負担バイオガス量とは、一般ガス導管事業者からバイオガス調達費の支出を受けたバイオガス量。

＜報告の例＞ 自社が調達した託送負担バイオガス量を注入した導管事業者から供給を受ける小売事業者の場合
※バイオガス供給を受ける形態により、算出に必要な事項を記載し提出するものとする。

自社が調達した託送負担バイオガス量（m3） ②	託送負担バイオガス量（m3）	バイオガスが注入された導管事業者により託送される自社の販売ガス量（m3）	バイオガスが注入された導管事業者の小売託送量（m3）	バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量（m3）	バイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量（m3）	託送負担バイオガスの調達による調整二酸化炭素排出量（t-CO2）	
20,000	20,000	8,000,000	600,000,000	8,200,000	19,730	40.461	263.07

図 2-3 ガス事業者の報告様式：表 5 シートの確認箇所

① 年度が妥当か
図 2-3 の①で示している「令和〇〇年度実績」の〇〇が令和 5 年度実績となっているかを確認した。

② 託送負担バイオガス量等の値が適切かどうか
図 2-3 の②で示している「託送負担バイオガス量」、「バイオガスが注入された導管事業者の小売託送量」、「バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量」と、当該ガス事業者から別途提出される実績通知書の各種数値が整合していることを確認した。

(4) 表 1～4（メニュー別）シートの記載について

報告様式の表 1～4（メニュー別）シートの記載については、図 2-4 で示す、①、②の入力内容を確認した。

≪表1～4（メニュー別）≫

①

排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等
（令和〇〇年度実績、メニュー別）

〇〇ガス株式会社

◎表1・自ら排出量調整無効化した国内認証排出削減量の内訳

	排出量調整無効化量 (t-CO_2)			
		メニュー A	メニュー B	メニュー C
小　計	100	100		0

②

◎表2・自らの代わりに他の者が排出量調整無効化した国内認証排出削減量の内訳

	排出量調整無効化量 (t-CO_2)			
		メニューA	メニューB	メニューC
小　計	0			0

◎表3・自ら排出量調整無効化した海外認証排出削減量の内訳

	排出量調整無効化量 (t-CO_2)			
		メニューA	メニューB	メニューC
小　計	0			0

◎表4・自らの代わりに他の者が排出量調整無効化した海外認証排出削減量の内訳

	排出量調整無効化量 (t-CO_2)			
		メニューA	メニューB	メニューC
小　計	0			0

◎表1から表4までの合計

	排出量調整無効化量 (t-CO_2)			
		メニューA	メニューB	メニューC
小　計	100	100	0	0

図 2-4　ガス事業者の報告様式：表 1～4（メニュー別）シートの確認箇所

① 年度が妥当か
図 2-4 の①で示している「令和〇〇年度実績」の〇〇が令和 5 年度実績となっているかを確認した。

② 排出量削減量の内訳が適切か
各メニューに充てられている排出量調整無効化量の合計が、各シートに記載された排出量調整無効化量の合計と整合しているかを確認した。

(5) 表 5（メニュー別）シートの記載について

報告様式の表 5（メニュー別）シートの記載については、図 2-5 で示す、①から③の入力内容を確認した。

≪表5（メニュー別）≫

メニューごとの託送負担バイオガスの調達による調整後二酸化炭素排出量の算定
（令和〇〇年度実績）

①

〇〇ガス株式会社

①（事業者別）託送負担バイオガスの調達に係る二酸化炭素排出量（標準的調達量、実際の調達量）の算定
以下の式で求める。

託送分配バイオガス量に係る二酸化炭素排出量	＝	託送分配バイオガス量	×	省令の排出係数
自社が調達した託送負担バイオガス量に係る二酸化炭素排出量	＝	自社が調達した託送負担バイオガス量	×	省令の排出係数

託送分配バイオガス量（上段） 自社が調達した託送負担バイオガス量（下段）（m3）	省令の排出係数 （t-CO2/1,000m3）	託送分配バイオガス量に係る二酸化炭素排出量（上段） 自社が調達した託送負担バイオガス量に係る二酸化炭素排出量（下段） （t-CO2）
263	2.05	0.539
20,000	2.05	41.000

②メニュー別二酸化炭素排出量（託送負担バイオガスを含む）を算定
以下の式にて求める。

メニュー別二酸化炭素排出量 （託送負担バイオガスを含む）	＝	メニュー別基礎二酸化炭素排出量	＋	託送負担バイオガスの調達にかかる二酸化炭素排出量

	自社の販売ガス量(m3) ②	託送負担バイオガス量 （m3）	供給バイオガス量 （m3） ③	基礎二酸化炭素排出量（t-CO2）	自社が調達した託送負担バイオガス量に係る二酸化炭素排出量 （t-CO2）	二酸化炭素排出量 （託送負担バイオガス分を含む） （t-CO2）
メニューA	50,000		50,000	0.000	0.000	0.000
メニューB				0.000	0.000	0.000
メニューC	7,950,000		10,000	16277.000	0.041	16277.041
合計	8,000,000	0	60,000	16277.000	41.000	16277.041

③メニュー別託送負担バイオガスの調達による調整後二酸化炭素排出量を算定
以下の式にて求める。

メニュー別託送負担バイオガスの調達による調整後二酸化炭素排出量	＝	メニュー別二酸化炭素排出量 （託送負担バイオガス分を含む）	－	託送分配バイオガスに係る二酸化炭素排出量

	自社の販売ガス量 （m3）	二酸化炭素排出量 （託送負担バイオガス分を含む） （t-CO2）	託送分配バイオガスに係る二酸化炭素排出量 （t-CO2）	託送負担バイオガスの調達による調整後二酸化炭素排出量 （t-CO2）
メニューA	50,000	0.000	0.003	▲ 0.003
メニューB	0	0.000	0.000	0.000
メニューC	7,950,000	16,277.041	0.536	16,276.464
合計	8,000,000	16,277.041	0.539	16,276.461

図 2-5　ガス事業者の報告様式：表 5（メニュー別）シートの確認箇所

① 年度が妥当か
図 2-5 の①で示している「令和〇〇年度実績」の〇〇が令和 5 年度実績となっているかを確認した。

② メニュー別販売ガス量の値が適切か
各メニューの販売ガス量の合計が、表紙シートに記載された「販売ガス量」の数値

と整合しているかどうかを確認した。

③　メニュー別供給バイオガス量の値が適切か
各メニューの供給バイオガス量の合計が、表 5 の 2 シートに記載された「供給バイオガス量（バイオガス調達費対象外）」の数値と整合しているかを確認した。

(6)　無効化通知書の記載について

報告様式の無効化通知書の記載については、図 2-6 で示す、①から⑤の入力内容を確認した。

①
殿
（ 口座番号：JP-100-20000-00001-00469-00 ）
（ 特定排出者コード：985474503 ）
（ 特定事業者等番号：0409231 ）

12405270013
2024年05月27日

Ｊ－クレジット制度管理者

無効化通知書

Ｊ－クレジット制度実施要綱３．２に基づく無効化申請の結果として、 下記のとおり、Ｊ－クレジット登録簿システムに処理したので、お知らせします。

記

トランザクション番号
口座種別　Ｊ－クレジット用　無効化口座　②
口座番号　③
処理日　2024年05月27日　④

クレジット情報

項番	種別	クレジット認証番号（:プロジェクト名）			
		クレジット特定番号			
		数量（t-CO_2）	省エネルギー量（kl:原油換算）	再エネ算定量（電力:MWh）	再エネ算定量（熱:GJ）
1	JVR	113	-	-	-
合計		113	-	-	-

以上

<用途>
調整後排出係数の調整　⑤

<クレジット利用法人・利用期間>
①
2024年度（2023年度実績）

<目的詳細>　⑤
2024年度（2023年度実績）のガスメニューAにおける調整後排出係数の調整のため

図 2-6　ガス事業者の報告様式：無効化通知書の確認箇所

①　事業者名が妥当か
図 2-6 で示す①について、事業者名に誤りがないかを確認した。

② クレジット種別

図 2-6 で示す②について、表 1 シートのクレジット種別の記載と整合しているかどうかを確認した。

③ 口座番号（特定番号）が適切か

図 2-6 で示す③について、表 1 シートの特定番号の記載と整合しているかどうかを確認した。

④ 無効化日が適切か

図 2-6 で示す④について、表 1 シートの排出量調整無効化日の記載と整合しているかどうかを確認した。

⑤ 用途の記載が適切か

図 2-6 で示す⑤について、用途に「調整後排出係数の調整」と記載されているかどうかを確認した。また、目的詳細に「ガス」メニューにおける調整後排出係数を調整する旨が記載されているかを確認した。

(7)　実績通知書の記載について

報告様式の無効化通知書の記載については、図 2-7 で示す、①から⑤の入力内容を確認した。

2024 年 5 月 27 日

『ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について』
に関連する託送負担バイオガス量、小売託送量及び連結託送量の実績通知書
（令和５年度実績）

①

御中

②

経済産業省及び環境省の通達する「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（２０２４０３０６産局第２号・２０２４０３０８資庁第２号・環地温発第２４０３１９２号。以下「通達」という。）」に基づき、当社の 2023 年度（2023 年４月から 2024 年３月）における託送負担バイオガス量、小売託送量及び連結託送量を下記のとおり通知いたします。

記

③

(m3/45MJ)

託送負担バイオガス量	57,302 Nm3 ※1
小売託送量	3,453,677,806 m3 ※2
連結託送量	220,238,020 m3 ※2

※1 ノルマル換算値

※2 メーター計測値の合計

図 2-7　ガス事業者の報告様式：実績通知書の確認箇所

①　対象年度が妥当か
図 2-7 で示す①について、対象年度に誤りがないかを確認した。

②　事業者名が妥当か
図 2-7 で示す②について、事業者名に誤りがないかを確認した。

③　託送負担バイオガス量等が適切に報告様式に記載されているか
図 2-7 で示す③について、表 5 シートの内容と託送負担バイオガス量、小売託送量、連結託送量の数値が整合しているかどうかを確認した。

2.3.2. 熱供給事業者の報告様式の確認事項[7]

熱供給事業者の報告様式において、令和 6 年度報告では主に、表紙、表 1、表 2 シートの内容を確認した。以下は、それぞれのシートや添付資料で確認すべき事項を示したものである。

(1) 表紙の記載について

報告様式の表紙シートの記載については、図 2-8 で示す、①から④の入力内容を確認した。

≪表紙≫

温対法における特定排出者の
他の者から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の
算定等に用いられる排出係数について
（令和5年度実績）

①

②

令和xx年　xx月　xx日

会社名　○○○熱供給株式会社

基礎排出係数（t-CO2/GJ） = 基礎二酸化炭素排出量 / 販売熱量

調整後排出係数（t-CO2/GJ） = 一次調整後二酸化炭素排出量－国内及び海外認証排出削減量等 / 販売熱量

【事業者別または営業地域別】

販売熱量（GJ）	二酸化炭素排出量（t-CO_2）	二酸化炭素排出係数（t-CO_2/GJ）
500,000 ③	（基礎二酸化炭素排出量）22,233.316	（基礎排出係数）0.0445
	（一次調整後二酸化炭素排出量）20,730.516	
	（調整後二酸化炭素排出量）20,730.516	（調整後排出係数）0.0415

［前年度報告との比較・分析］

販売熱量（GJ）	二酸化炭素排出量（t-CO2）	二酸化炭素排出係数（t-CO_2/GJ）	差異分析
500,000.000	（基礎二酸化炭素排出量）24,916.952	（基礎排出係数）0.0498	④
	（一次調整後二酸化炭素排出量）23,414.152		
	（調整後二酸化炭素排出量）23,414.152	（調整後排出係数）0.0468	

図 2-8　熱供給事業者の報告様式：表紙シートの確認箇所

① 年度が妥当か

図 2-8 の①で示している「令和〇〇年度実績」の〇〇が令和 4 年度実績[9]となっているかを確認した。

② 会社名が適切か

図 2-8 の②で示している会社名について、報告様式を提出した熱供給事業者の会社名が正しく記載されているかを確認した。

③ 販売熱量に違和感がないか

図 2-8 の③で示している販売熱量に関して、当該熱事業者から販売熱量に係る証憑が別途提出されている場合は、証憑と販売熱量の整合を確認した。なお、証憑が提出されていない場合は、「熱供給事業便覧[10]」に記載されている販売熱量と整合しているかどうかを確認したが、「熱供給事業便覧[10]」に記載されていない場合は、当該熱供給事業者のウェブサイトで公開している販売熱量等の情報と照合し、規模感に違和感がないかを確認した。なお、完全一致していることまでは確認せず、規模感（桁数が一致しているか等）までを確認することとした。

④ 前年度報告との比較・分析

図 2-8 の④で示している前年度報告との比較・分析欄について、前年度報告様式を提出している事業者については、前年度実績が正しく記載されているかどうか確認した[11]。

[9] 新規参入者の場合は令和 5 年度実績となっているかを確認

[10] 一般社団法人日本熱供給事業協会から提供いただいたデータを使用

[11] 制度開始初年度のため、令和 6 年度報告で該当者は存在せず。

(2) 表 1 シートの記載について

報告様式の表 1 シートの記載については、図 2-9、図 2-10、図 2-11 で示す、①から⑦の入力内容を確認した。

≪表1≫

「熱の製造に伴い排出された基礎二酸化炭素排出量及び一次調整後二酸化炭素排出量」の算定根拠資料
（令和〇〇年度実績）

①

〇〇〇熱供給株式会社

1. 自ら製造した熱

ア. 熱製造に用いた燃料

①燃料使用量が判明する場合

燃料使用量×燃料種別発熱量×燃料種別排出係数×44／12 = CO_2排出量

②燃料が都市ガスの場合

都市ガス使用量×調達先の事業者別排出係数＝CO_2排出量

*基礎二酸化炭素排出量を求めるには事業者別基礎排出係数を、一次調整後二酸化炭素排出量を求めるには事業者別調整後排出係数を用いる

〈燃料種と使用量〉

燃料種	燃料使用量		燃料種別発熱量		総発熱量 (GJ)	燃料種別排出係数 (t-C/GJ)	CO_2排出量 (t-CO_2)
輸入原料炭		t	28.7	GJ/t	0	0.0246	0
コークス用原料炭		t	28.9	GJ/t	0	0.0245	0
吹込用原料炭		t	28.3	GJ/t	0	0.0251	0
輸入一般炭		t	26.1	GJ/t	0	0.0243	0
国産一般炭		t	24.2	GJ/t	0	0.0242	0
輸入無煙炭		t	27.8	GJ/t	0	0.0259	0
石炭コークス		t	29.0	GJ/t	0	0.0299	0
石油コークス又はFCCコーク		t	34.1	GJ/t	0	0.0254	0
コールタール		t	37.3	GJ/t	0	0.0209	0
石油アスファルト		t	40.0	GJ/t	0	0.0204	0
コンデンセート(NGL)		kl	34.8	GJ/kl	0	0.0183	0
原油	300	kl	38.3	GJ/kl	11,490	0.0190	800
揮発油		kl	33.4	GJ/kl	0	0.0187	0
ナフサ		kl	33.3	GJ/kl	0	0.0186	0
廃プラスチック(一般廃棄物)		t	29.3	GJ/t	0	0.0257	0
廃プラスチック(産業廃棄物)		t	29.3	GJ/t	0	0.0239	0
廃油又は廃油から製造された燃料炭化水素		kl	40.2	GJ/kl	0	0.0179	0
廃プラスチック類から製造された燃料炭化水		kl	38.0	GJ/kl	0	0.0188	0
小　計	—		—		13,105	—	957

〈都市ガスを使用している場合〉

②　③

ガス事業者の名称	都市ガス使用量 (1000m³)	事業者別基礎排出係数 (t-CO_2/1000m³)	基礎二酸化炭素排出量(t-CO_2)	事業者別調整後排出係数 (t-CO_2/1000m³)	一次調整後二酸化炭素排出量(t-CO_2)
〇〇ガス	3,000	2.050	6,150	2.050	6,150
			0		0
			0		0
小計	3,000	—	6,150	—	6,150

図 2-9　熱供給事業者の報告様式：表 1 シートの確認箇所（1/3）

① 年度が妥当か

図 2-9 の①で示している「令和〇〇年度実績」の〇〇が令和 5 年度実績[9]となっているかを確認した。

② コジェネレーションシステムで使用された都市ガスが含まれているか

図 2-9 の②で示している箇所について、当該熱供給事業者がコジェネレーションシステムを使用している場合、表 1 シートの都市ガス使用量は、コジェネレーション

システムで使用された都市ガス使用量分が含まれた数値となっているかを確認した。

③　事業者別排出係数（都市ガス）が適切か

図 2-9 の③で示している箇所について、当該熱供給事業者が利用する都市ガスの事業者別基礎排出係数および事業者別調整後排出係数が、ガス事業者の排出係数公表値または省令の排出係数である 2.05（t-CO2/1000m3）となっているかどうかを確認した。異なる場合は、都市ガス事業者が自らのウェブサイト上で公表している実測値の可能性があるため、都市ガス事業者のウェブサイトを確認した。

イ. 熱製造に用いた電気

①事業者等別二酸化炭素排出係数が判明する場合
（固定価格買取制度及び非FIT非化石電源より調達したものを除く）

調達電力量×事業者等別二酸化炭素排出係数= CO_2排出量

事業者の名称	調達電力量 (kWh)	④ 事業者等別基礎排出係数 ($t\text{-}CO_2/kWh$)	基礎二酸化炭素排出量 ($t\text{-}CO_2$)	事業者等別調整後排出係数 ($t\text{-}CO_2/kWh$)	一次調整後二酸化炭素排出量 ($t\text{-}CO_2$)
○○電力	600,000	0.000489	293	0.000376	225,600
△△電力	30,000	0.000325	10	0.000325	10
			0		0
小計	630,000	—	303	—	235

②事業者等別二酸化炭素排出係数が判明しない場合
（固定価格買取制度で電気調達したものを除く）

調達電力量×代替値 = CO_2排出量

事業者の名称	調達電力量 (kWh) ⑤	代替値 ($t\text{-}CO_2/kWh$)	基礎二酸化炭素排出量 ($t\text{-}CO_2$)
××ビルディング（ビル受電）	40,000	0.000429	17
			0
			0
小計		—	17

2. 他の者から供給された熱

①調達先が熱供給事業者であり、かつ、提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できる場合

調達熱量×情報に応じ算出できる排出係数= CO_2排出量

事業者の名称	調達熱量 (GJ)	情報に応じ算出できる排出係数 ($t\text{-}CO_2/GJ$)	基礎二酸化炭素排出量 ($t\text{-}CO_2$)	情報に応じ算出できる調整後排出係数 ($t\text{-}CO_2/GJ$)	一次調整後二酸化炭素排出量 ($t\text{-}CO_2$)
△△熱供給	350,000	0.0485	16,975	0.0444	15,540
			0		0
			0		0
小計	350,000	—	16,975	—	15,540

②調達先が熱供給事業者以外である、又は提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できない場合

調達熱量×省令の排出係数 = CO_2排出量

事業者の名称	調達熱量 (GJ)	省令の排出係数 ($t\text{-}CO2/GJ$)	CO_2排出量 ($t\text{-}CO_2$)
××熱供給	5,000	0.0532	266
□□ビルディング	5,000	0.0532	266
			0
小計	10,000	—	532

図 2-10　熱供給事業者の報告様式：表 1 シートの確認箇所（2/3）

④　事業者別排出係数（電気）が適切か
図 2-10 の④で示している箇所について、当該熱供給事業者が利用する電気の事業者別基礎排出係数および事業者別調整後排出係数が、当該年度の電気事業者別排出係数の公表値となっているかどうかを確認した。

⑤　事業者別排出係数（電気）が特定できない場合の記載が適切か
図 2-10 の⑤で示している箇所について、当該熱供給事業者が電気事業者別排出係数を特定できない電力供給（ビル受電等）を受けている場合、その排出係数は当該年度の代替値（令和 6 年度報告であれば 0.000429 t-CO2/kWh）となっているかどうかを確認した。

イ. 熱製造に用いた電気

①事業者等別二酸化炭素排出係数が判明する場合
（固定価格買取制度及び非FIT非化石電源より調達したものを除く）

調達電力量×事業者等別二酸化炭素排出係数= CO_2排出量

事業者の名称	調達電力量 (kWh)	事業者等別基礎排出係数 ($t\text{-}CO_2/kWh$)	基礎二酸化炭素排出量 ($t\text{-}CO_2$)	事業者等別調整後排出係数 ($t\text{-}CO_2/kWh$)	一次調整後二酸化炭素排出量 ($t\text{-}CO_2$)
○○電力	600,000	0.000489	293	0.000376	225,600
△△電力	30,000	0.000325	10	0.000325	10
			0		0
小計	630,000	—	303	—	235

②事業者等別二酸化炭素排出係数が判明しない場合
（固定価格買取制度で電気調達したものを除く）

調達電力量×代替値 = CO_2排出量

事業者の名称	調達電力量 (kWh)	代替値 ($t\text{-}CO_2/kWh$)	基礎二酸化炭素排出量 ($t\text{-}CO_2$)
××ビルディング（ビル受電）	40,000	0.000429	17
			0
			0
小計		—	17

2. 他の者から供給された熱

①調達先が熱供給事業者であり、かつ、提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できる場合

調達熱量×情報に応じ算出できる排出係数= CO_2排出量

事業者の名称	調達熱量 (GJ)	⑥ 情報に応じ算出できる排出係数 ($t\text{-}CO_2/GJ$)	基礎二酸化炭素排出量 ($t\text{-}CO_2$)	情報に応じ算出できる調整後排出係数 ($t\text{-}CO_2/GJ$)	一次調整後二酸化炭素排出量 ($t\text{-}CO_2$)
△△熱供給	350,000	0.0485	16,975	0.0444	15,540
			0		0
			0		0
小計	350,000	—	16,975	—	15,540

②調達先が熱供給事業者以外である、又は提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できない場合

調達熱量×省令の排出係数 = CO_2排出量

事業者の名称	⑦ 調達熱量 (GJ)	省令の排出係数 ($t\text{-}CO2/GJ$)	CO_2排出量 ($t\text{-}CO_2$)
××熱供給	5,000	0.0532	266
□□ビルディング	5,000	0.0532	266
			0
小計	10,000	—	532

図 2-11　熱供給事業者の報告様式：表 1 シートの確認箇所（3/3）

⑥　事業者別排出係数（熱）が適切か

図 2-11 の⑥で示している箇所について、当該熱供給事業者が利用する熱の事業者別基礎排出係数および事業者別調整後排出係数が、当該年度の熱供給事業者別排出係数の公表値となっているかどうかを確認した。異なる場合は、熱供給事業者が自らのウェブサイト上で公表している実測値の可能性があるため、熱供給事業者のウェブサイトを確認した。

⑦　事業者別排出係数（熱）が特定できない場合の記載が適切か

図 2-11 の⑦で示している箇所について、当該熱供給事業者が熱供給事業者別排出係数を特定できない熱供給を受けている場合、その排出係数は省令の排出係数である 0.0532（t-CO2/GJ）となっているかどうかを確認した。

(3) 表 2 シートの記載について

報告様式の表 2 シートの記載については、図 2-12 で示す、①から③の入力内容を確認した。

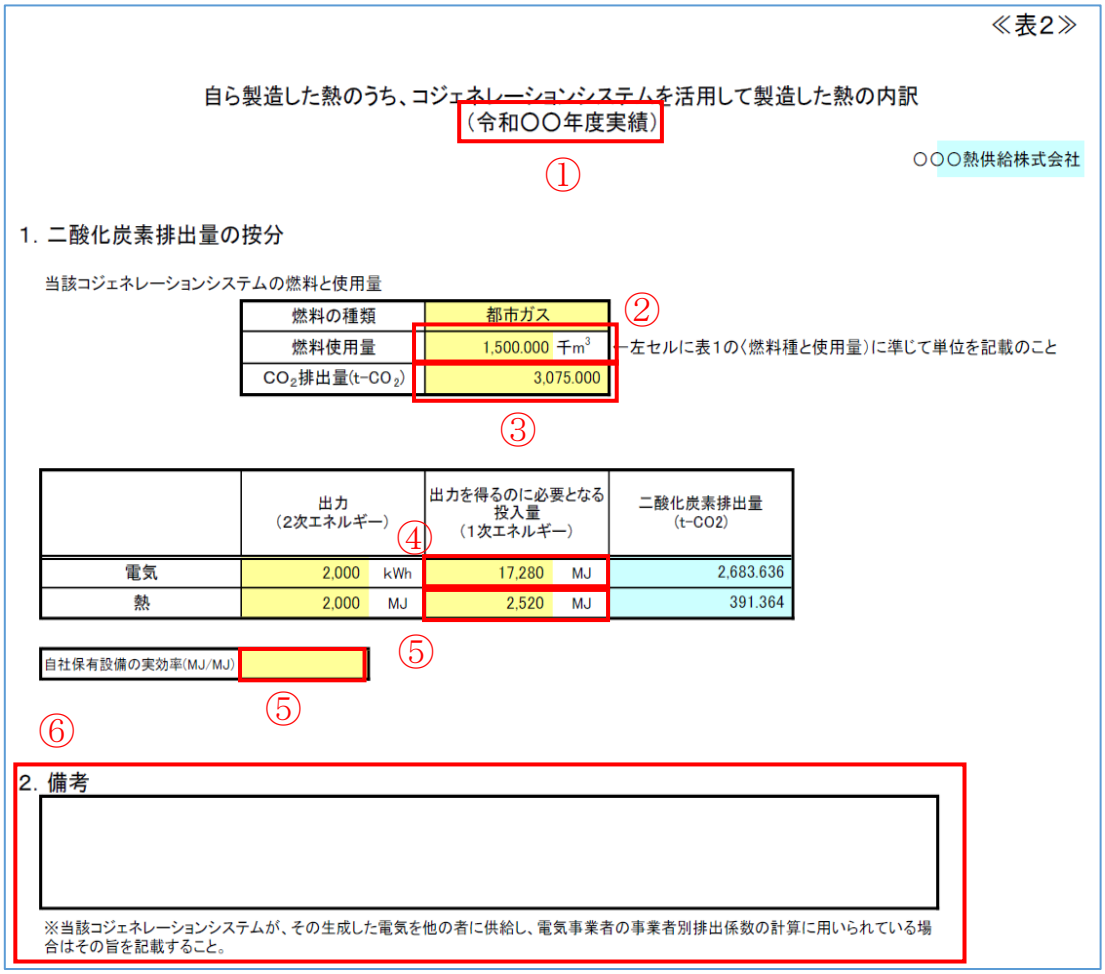

≪表2≫

自ら製造した熱のうち、コジェネレーションシステムを活用して製造した熱の内訳
（令和〇〇年度実績）

①

〇〇〇熱供給株式会社

1. 二酸化炭素排出量の按分

当該コジェネレーションシステムの燃料と使用量

燃料の種類	都市ガス
燃料使用量	1,500.000 千m³
CO_2排出量(t-CO_2)	3,075.000

②

左セルに表1の〈燃料種と使用量〉に準じて単位を記載のこと

③

	出力（2次エネルギー）		出力を得るのに必要となる投入量（1次エネルギー）		二酸化炭素排出量（t-CO2）
電気	2,000	kWh	17,280	MJ	2,683.636
熱	2,000	MJ	2,520	MJ	391.364

④

自社保有設備の実効率(MJ/MJ)	

⑤

⑤

⑥

2. 備考

※当該コジェネレーションシステムが、その生成した電気を他の者に供給し、電気事業者の事業者別排出係数の計算に用いられている場合はその旨を記載すること。

図 2-12 熱供給事業者の報告様式：表 2 シートの確認箇所

① 年度が妥当か

図 2-12 の①で示している「令和〇〇年度実績」の〇〇が令和 5 年度実績[9]となっているかを確認した。

② コジェネレーションシステムで使用している燃料使用量が適切か

図 2-12 の②で示す、コジェネレーションシステムで使用している燃料使用量が、表 1 シートの当該燃料使用量を下回っているかどうかを確認した。また、その単位が正しいものになっているかどうかを確認した。

③ CO2 排出量が適切な値か

図 2-12 の③で示す、CO2 排出量の数値が、②で確認した燃料使用量に適切な排出係数を乗じた値となっているかどうかを確認した。なお、都市ガスの場合は、ガス事業者別排出係数または省令の排出係数である 2.05（t-CO2/1000m3）を乗じた値となっているかを確認した。

④　1 次エネルギー（電気）は適切な値を乗じた数値となっているか
図 2-12 の④で示す、電気の出力を得るのに必要となる投入量（1 次エネルギー）が、電気の出力（2 次エネルギー）に 8.64 または 9.82 を乗じた値となっているかどうかを確認した。

⑤　1 次エネルギー（熱）は適切な値を乗じた数値となっているか
図 2-12 の⑤で示す、熱の出力を得るのに必要となる投入量（1 次エネルギー）が、熱の出力（2 次エネルギー）に 1.26 を乗算した値となっているかどうかを確認した。なお、1.26 ではない場合、自社保有設備の実効率(MJ/MJ)が正しく乗じられているかどうかを確認した。

⑥　電気事業者別排出係数一覧に掲載されているかどうか
③において 9.82 が乗じられている場合、当該電気事業者名が電気事業者別排出係数一覧表に記載されているかどうかを確認した。なお、一覧表に記載がない場合、当該電気事業者が電力供給を行っている旨が、図 2-12 の⑥で示す備考欄に記載されているかどうかを確認した。

2.4. 調査・分析

ガス事業者及び熱供給事業者から提出された報告様式や根拠資料について、以下に示すデータ整理及び分析を実施した。

2.4.1. ガス・熱供給事業者ごとの排出係数

本事業において報告様式等の確認を行い、環境大臣及び経済産業大臣により公表されたガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を表 2-3、熱供給事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を表 2-4 に示す。

ガス事業者別排出係数に関しては、6 社が排出係数を公表する結果となった。また、3 社がメニュー別調整後排出係数を公表しており、各社は排出係数がゼロとなるメニューを販売している。なお、排出係数をゼロにする手段としては、2 社は J クレジットを調達することで排出係数をゼロとしており、1 社はバイオガスを調達することで排出係数をゼロとしている。令和 7 年度以降は、バイオガスと同様に e-methane を考慮したメニュー別排出係数を設定することが可能となるため、令和 6 年度とは異なる形のメニュー別排出係数の公表を希望する事業者が出現する可能性も考えられる。

熱供給事業者別排出係数に関しては、18 社が排出係数を公表する結果となった。なお、18 社の内、4 社に関しては、地域ごとの排出係数の公表を希望している。また、ガス事業者別排出係数とは異なり、メニュー別排出係数の公表を希望する事業者は存在しなかったが、クレジットに関する問合せも複数受けており、令和 7 年度以降の報告においては、メニュー別排出係数の公表を希望する事業者も一定程度出現すると考えられる。

表 2-3　ガス事業者別排出係数（令和 6 年 6 月 28 日公表）

ガス事業者名	基礎排出係数 (t-CO2/千 m^3)	調整後排出係数 (t-CO2/千 m^3)	
東京電力エナジーパートナー株式会社	2.05		2.05
東京瓦斯株式会社	2.05	メニューA	0.00
		メニューB（残差）	2.05
東邦ガス株式会社	2.05	メニューA	0.00
		メニューB（残差）	2.05
越後天然ガス株式会社	2.01		2.01
東海ガス株式会社	2.05	メニューA	0.00
		メニューB（残差）	2.05
山口合同ガス株式会社	2.05		2.05

表 2-4　熱供給事業者別排出係数（令和 6 年 7 月 12 日一部修正）

熱供給事業者名		基礎排出係数（t-CO2/GJ）	調整後排出係数（t-CO2/GJ）	
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	田町駅東口北地区	0.0510		0.0510
丸の内熱供給株式会社		0.0460		0.0451
池袋地域冷暖房株式会社		0.0454		0.0420
新都市熱供給株式会社		0.0526		0.0502
西池袋熱供給株式会社		0.0485		0.0448
みなとみらい二十一熱供給株式会社		0.0495		0.0468
新宿熱供給株式会社		0.0529		0.0504
株式会社ディーエイチシー銀座		0.0488		0.0470
株式会社福岡エネルギーサービス	下川端再開発地域	0.0550		0.0617
	シーサイドももち地域	0.0419		0.0485
	西鉄福岡駅再開発地域	0.0341		0.0398
東京下水道エネルギー株式会社	後楽一丁目地区	0.0386		0.0329
新宿南エネルギーサービス株式会社		0.0488		0.0456
錦糸町熱供給株式会社		0.0420		0.0390
品川熱供給株式会社		0.0478		0.0443
山王熱供給株式会社		0.0459		0.0432
株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス		0.0405		0.0410
品川エネルギーサービス株式会社		0.0447		0.0414
ＤＨＣ名古屋株式会社		0.0499		0.0348
虎ノ門エネルギーネットワーク株式会社	虎ノ門一・二丁目地区	0.0460		0.0443
	虎ノ門・麻布台地区	0.0468		0.0446

2.4.2. 非化石証書や国内クレジット等の使用に関する確認・集計・分析

令和 6 年度に提出された根拠資料において、ガス事業者及び熱供給事業者ともに、非化石証書を利用する事業者は存在しなかった。他方で、ガス事業者においては、2 社が J クレジットを調整後排出係数の算定に利用している。

3. マニュアル類の作成

ガス事業者及び熱供給事業者がSHK制度を理解し、報告様式を作成する際に参照できるマニュアルとして、「ガス事業者別排出係数算出マニュアル」と「熱供給事業者別排出係数算出マニュアル」を作成（3.1、別添参照）した。

また、窓口業務を円滑に進めるため、事務局担当者の確認事項等を示した、「業務フローマニュアル[12]」、「報告様式確認マニュアル（ガス事業者編）[12]」、「報告様式マニュアル（熱供給事業者編）[12]」を作成した（3.2参照）。

3.1. ガス事業者及び熱供給事業者別排出係数算出マニュアル

ガス事業者及び熱供給事業者がSHK制度を理解し、報告様式を作成する際に参照できるマニュアルとして、「ガス事業者別排出係数算出マニュアル」と「熱供給事業者別排出係数算出マニュアル」を作成（現行通達におけるマニュアルは別添参照）した。

ガス事業者及び熱供給事業者別排出係数算出マニュアルは、SHK制度の概要や基礎及び調整後排出係数の算出方法に加え、報告様式の記載例等で構成した（表 3-1、表 3-2）。

表 3-1　ガス事業者別排出係数算出マニュアルの構成

項目	内容
はじめに	・本マニュアル作成の背景・目的 ・お問合せ先（事務局：電話番号・メールアドレス等） ・SHK制度の概要 ・令和7年度報告からの主な変更点
1.　総論	・都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の算定 ・ガス事業者別排出係数の公表時期 ・新規参入者の公表時期
2.　基礎排出係数	・基礎排出係数の算出方法 ・基礎二酸化炭素排出量の算出方法 ・メニュー別基礎排出係数の算出方法
3.　調整後排出係数	・調整後排出係数の算出方法 ・調整後二酸化炭素排出量の算出方法 ・メニュー別調整後排出係数の算出方法
報告様式の記入例	・表紙の記入例 ・表1の記入例 ・J-クレジットの無効化手続きにおける注意点 ・表5-1の記入例 ・表5-2の記入例 ・表5-3の記入例 ・表6の記入例 ・表1（メニュー別）の記入例 ・表2（メニュー別）の記入例
FAQ	・よくあるご質問

[12] 通達改正前に作成したマニュアル

表 3-2　熱供給事業者別排出係数算出マニュアルの構成

項目	内容
はじめに	・ 本マニュアル作成の背景・目的 ・ お問合せ先（事務局：電話番号・メールアドレス等） ・ SHK 制度の概要 ・ 令和 7 年度報告からの主な変更点
1.　総論	・ 他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定 ・ 熱供給事業者別排出係数の公表時期 ・ 新規参入者の公表時期
2.　基礎排出係数	・ 基礎排出係数の算出方法 ・ メニュー別基礎排出係数の算出方法 ・ 一次基礎二酸化炭素排出量
3.　調整後排出係数	・ 調整後排出係数の算出方法 ・ メニュー別調整後排出係数の算出方法 ・ 一次調整後二酸化炭素排出量
報告様式の記入例	・ 表紙の記入例 ・ 表 1 の記入例 ・ 表 2 の記入例 ・ 表 3 の記入例 ・ J-クレジットの無効化手続きにおける注意点 ・ 表 8-1 の記入例 ・ 表 1（メニュー別）の記入例 ・ 表 2（メニュー別）の記入例
FAQ	・ よくあるご質問

3.2. 事務局担当者用のマニュアル

窓口業務を円滑に進めるため、事務局担当者の確認事項等を示した、「業務フローマニュアル」、「報告様式確認マニュアル（ガス事業者編）」、「報告様式マニュアル（熱供給事業者編）」を作成した。

3.2.1. 業務フローマニュアル [12]

業務フローマニュアルは、窓口業務に係る担当者の実施事項を示したものである。業務フローマニュアルの構成は下表の通り。

表 3-3　業務フローマニュアルの構成 [12]

項目	内容
業務概要	・ 窓口業務の主な実施事項を記載（様式確認、係数一覧表作成、事業者の問合せ対応） ・ 各資料について ・ 事務局体制
様式確認	・ 事務局担当者の役割 ・ 再鑑者の役割 ・ 様式確認時の担当者による相互確認方法
係数一覧表作成	・ 事務局担当者の役割 ・ 再鑑者の役割
事業者の問合せ対応	・ 事務局担当者の役割 ・ 再鑑者の役割

3.2.2. 報告様式確認マニュアル（ガス事業者編）[12]

報告様式確認マニュアル（ガス事業者編）は、事務局担当者及び再鑑者が報告様式等の整合を確認する際の確認すべき事項を示したものである。報告様式確認マニュアル（ガス事業者編）の構成は下表の通り [13]。

[13] 令和 6 年度報告において、表 2，表 3、表 4 を報告する事業者は存在しなかったため、確認するシートは表紙、表 1、表 5、表 1-4（メニュー別）となった。

表 3-4　報告様式確認マニュアル（ガス事業者編）の構成[12]

項目	内容
表紙シート	・ 対象年度（「令和○○年度実績」）に誤りがないか ・ 省令の排出係数として正しい値が入力されているか ・ 販売ガス量が妥当か（各社 HP の公開情報と照合） ・ 前年度報告との比較・分析を入力しているか（対象者のみ）
表 1 シート	・ 対象年度（「令和○○年度実績」）に誤りがないか ・ クレジットの種類、排出量調整無効化量、特定番号、排出量調整無効化日が無効化通知書の値と整合しているか
無効化通知書	・ 事業者名に誤りがないか ・ クレジットの種類が整合しているか ・ 口座番号（特定番号）が整合しているか ・ 処理日（無効化日）が整合しているか ・ 用途に「調整後排出係数の調整」と記載されているか ・ 目的詳細に「ガス」メニューにおける調整後排出係数を調整する旨が記載されているか
表 1-4（メニュー別）シート	・ 対象年度（「令和○○年度実績」）に誤りがないか ・ 各メニューに充てられている排出量調整無効化量の合計が表 1 シートに記載された排出量調整無効化量の合計と整合しているか
表 5 シート	・ 対象年度（「令和○○年度実績」）に誤りがないか ・ 実績通知書の値と整合しているか
実績通知書	・ 対象年度に間違いがないか ・ 事業者名に間違いがないか ・ 託送負担バイオガス量、小売託送料、連結託送料に間違いがないか

3.2.3. 報告様式確認マニュアル（熱供給事業者編）[12]

報告様式確認マニュアル（熱供給事業者編）は、事務局担当者及び再鑑者が報告様式等の整合を確認する際の確認すべき事項を示したものである。報告様式確認マニュアル（熱供給事業者編）の構成は下表の通り[14]。

表 3-5　報告様式確認マニュアル（熱供給事業者編）の構成[12]

項目	内容
表紙シート	・対象年度（「令和〇〇年度実績」）に誤りがないか ・販売熱量が妥当か（各社 HP の公開情報や熱供給事業便覧と照合） ・前年度報告との比較・分析を入力しているか（対象者のみ）
表 1 シート	・対象年度（「令和〇〇年度実績」）に誤りがないか ・コジェネシステムを利用している場合、都市ガス使用量がコジェネシステムでの都市ガス利用量が含まれた数値となっているか ・当該事業者が利用する都市ガスの事業者別基礎排出係数及び事業者別調整後排出係数が当該年度のガス事業者の排出係数公表値または省令の排出係数となっているか ・当該事業者が利用する電気の事業者別基礎排出係数及び事業者別調整後排出係数が当該年度の電気事業者の排出係数公表値となっているか ・当該事業者が電気事業者別排出係数を特定できない電力供給を受けている場合、当該年度の代替値となっているか ・当該事業者が利用する熱の事業者別基礎排出係数及び事業者別調整後排出係数が当該年度の熱供給事業者の排出係数公表値となっているか ・当該事業者が熱供給事業者別排出係数を特定できない熱供給を受けている場合、当該年度の省令の排出係数となっているか
表 2 シート	・対象年度（「令和〇〇年度実績」）に誤りがないか ・コジェネシステムに使用している燃料使用量が、表 1 シートの当該燃料使用量を下回っているか ・CO2 排出量の数値は、上記で確認した燃料使用量に適切な排出係数を乗じた値となっているか ・電気の出力を得るのに必要となる投入量（1 次エネルギー）は、電気の出力（2 次エネルギー）に 8.64 または 9.82 を乗じた値となっているか（9.82 を乗じている場合、電気事業者別排出係数一覧に記載されているか） ・熱の出力を得るのに必要となる投入量（1 次エネルギー）は熱の出力（2 次エネルギー）に 1.26 うぃ乗じた値となっているか ・1.26 ではない場合、自社保有設備の実効率を乗じているか

[14] 令和 6 年度報告において、メニュー別排出係数の公表を希望する事業者は存在しなかったため、確認するシートは表紙、表 1、表 2 となった。

4. 事業者向け説明会の開催

ガス事業者及び熱供給事業者の排出係数算出に関する事業者向け説明会を 2 回開催した。

第 1 回（令和 6 年度）説明会は、ガス事業者及び熱供給事業者ともに、オンラインで 2024 年 5 月 27 日に開催し、令和 6 年度報告用として作成したマニュアルの説明と質疑応答行った。なお、説明会の録画はオンラインにて、説明会後 1 か月間を視聴可能とした。

第 1 回ガス事業者向け説明会では、ウェビナー視聴の事前登録者は 112 名であり、実際の参加者数は約 150 名程度であった。なお、アーカイブ視聴希望者（事前登録者数）は、63 名であった。

第 1 回熱供給事業者向け説明会では、ウェビナー視聴の事前登録者は 81 名であり、実際の参加者数は約 80 名程度であった。なお、アーカイブ視聴希望者（事前登録者数）は、78 名であった。

第 2 回（令和 7 年度）説明会は、ガス事業者及び熱供給事業者ともに、オンラインで 2025 年 3 月 24 日に開催し、令和 7 年度報告用として作成したマニュアルの説明と質疑応答行った。なお、説明会の録画はオンラインにて、説明会後 3 か月間を視聴可能とした。

第 2 回ガス事業者向け説明会では、ウェビナー視聴の事前登録者は 164 名であり、実際の参加者数は約 150 名程度であった。なお、アーカイブ視聴希望者（事前登録者数）は、約 80 名程度であった。

第 2 回熱供給事業者向け説明会では、ウェビナー視聴の事前登録者は 63 名であり、実際の参加者数は約 60 名程度であった。なお、アーカイブ視聴希望者（事前登録者数）は、43 名であった。

4.1. 第 1 回（令和 6 年度）説明会の概要

2024 年 5 月 27 日に開催した第 1 回（令和 6 年度）説明会の概要は下表の通り。

表 4-1　第 1 回（令和 6 年度）説明会の開催概要

項目	内容
開催日	・ ガス事業者：2024 年 5 月 27 日 13 時 00 分から 14 時 20 分 ・ 熱供給事業者：2024 年 5 月 27 日 15 時 00 分から 16 時 20 分 ※1 時間：マニュアル説明、20 分：質疑応答
開催方式	・ オンライン（Zoom ウェビナー）：事前登録制 ・ アーカイブ配信（アーカイブ配信視聴希望者に、1 か月視聴可能な視聴用 URL を配布）：事前登録制
参加方法	・ 事務局あてに、メールで事前に申し込む方式 ・ メール件名には、「第 1 回ガス・熱供給事業者別排出係数説明会（対象となる説明会名：視聴を希望する形式（ウェビナーもしくはアーカイブ配信視聴希望））」を記載し、本文には「所属・氏名」を記入する ・ 後日、事務局担当者から送信される視聴用 URL から、ウェビナー配信やアーカイブ配信を視聴する
説明内容	・ ガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出・報告方法の理解促進、報告資料作成のポイントを解説する

4.2. 第 2 回（令和 7 年度）説明会の概要

2025 年 3 月 24 日に開催した第 2 回（令和 7 年度）説明会の概要は下表の通り。

表 4-2　第 2 回（令和 7 年度）説明会の開催概要

項目	内容
開催日	・ ガス事業者：2025 年 3 月 24 日 13 時 00 分から 14 時 20 分 ・ 熱供給事業者：2025 年 3 月 24 日 15 時 00 分から 16 時 20 分 ※1 時間：マニュアル説明、20 分：質疑応答
開催方式	・ オンライン（Zoom ウェビナー）：事前登録制 ・ アーカイブ配信（アーカイブ配信視聴希望者に、3 か月視聴可能な視聴用 URL を配布）：事前登録制
参加方法	・ 事務局あてに、メールで事前に申し込む方式 ・ メール件名には、「令和 7 年度ガス・熱供給事業者別排出係数説明会（対象となる説明会名：視聴を希望する形式（ウェビナーもしくはアーカイブ配信視聴希望））」を記載し、本文には「所属・氏名」を記入する ・ 後日、事務局担当者から送信される視聴用 URL から、ウェビナー配信やアーカイブ配信を視聴する
説明内容	・ ガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出・報告方法の理解促進、報告資料作成のポイントを解説する

5. 温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会

2024 年 10 月 15 日に開催された第 3 回温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会（以下、係数検討会）の開催支援を実施した。また、係数検討会開催後、同検討会で審議された内容に基づき、通達・様式の改正案の作成支援や第三者認証に係る調査を実施した。

5.1. 開催概要

2024 年 10 月 15 日に開催された第 3 回係数検討会の委員一覧は表 5-1 の通りである。（令和 6 年 10 月 15 日時点）。なお、開催概要は表 5-2 の通りである。

表 5-1　係数検討会　委員一覧

	氏名	所属
座長	工藤 拓毅	一般財団法人日本エネルギー経済研究所　理事 電力ユニット担任
委員	秋元 圭吾	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー
	島田 幸司	立命館大学経済学部 教授
	下田 吉之	大阪大学大学院工学研究科 教授
	橋本 悟	青森公立大学経営経済学部経済学科 教授

表 5-2　第 3 回係数検討会の開催概要

日時	令和 6 年 10 月 15 日（火）17:00-18:10
場所	対面+オンライン開催
出席者	工藤座長、秋元委員、島田委員、下田委員、橋本委員
議題	温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等について
資料	資料１ 議事次第 資料２ 委員等名簿 資料３ ガス事業者別排出係数の算出方法等について 資料４ 熱供給事業者別排出係数の算出方法等について 参考資料 温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会の設置について

5.2. 温対法に基づく事業者別排出係数に関する調査・検討

温対法に基づく事業者別排出係数に関する調査・検討として、通達・様式の改正案の作成支援（5.2.1 参照）、および第三者認証制度の調査（5.2.2 参照）を実施した。

5.2.1. 通達・様式の改正案の作成支援

第 3 回係数検討会で審議された事項に基づき、通達及び様式の改正案を作成した。

ガス事業者向けの通達については、主に第 3 回係数検討会で審議された 3 つの内容について、通達・様式に反映すべく改正案を作成した。

(1) ガス事業における新たな基礎排出係数の設定

電気の基礎排出係数（非化石電源調整済）の新設に係る議論等を受け、ガスの事業者別排出係数についても同様の変更を行うことが求められたため、通達の改正案を作成した。具体的には、基礎排出係数においてもメニュー別排出係数が設定できるように変更を行い、託送負担バイオガス量／託送分配バイオガス量を基礎排出係数で反映するように変更を行った。なお、報告様式上では表紙や表紙（メニュー別）等の修正を行った。

(2) 合成メタンに関する回収価値・使途の証明方法や排出係数への反映

合成メタンの使用に係る排出量を控除するべく、環境省や経済産業省が確認すべき事項を整理した。また、排出係数への反映としては、従来の供給バイオガス量と同様の扱いとして整理した。なお、報告様式上では、供給合成メタン量を記載するために、表紙や表紙（メニュー別）等の修正や表 6 を新規で作成した。

(3) 省令の排出係数の改定

二酸化炭素排出量を適切に反映するため、ガス事業者別排出係数の公表を希望する事業者においては、当該ガス事業者が供給している都市ガスの標準環境状態における単位発熱量に炭素排出係数（0.0140（tC/GJ））及び 44/12 を乗じた係数として変更した。

熱供給事業者向けの通達については、主に第 3 回係数検討会で審議された 3 つの内容について、通達・様式に反映すべく改正案を作成した。

(1) 基礎排出係数の算出におけるクレジット等の活用

第 3 回検討会の議論を踏まえて、基礎排出係数の算出においても、クレジット等を反映することができるように変更を行った。なお、報告様式上では、表紙や表紙（メニュー別）等の修正や表 10、表 11 を新規で作成した。

(2) メニュー別基礎排出係数の設定

第 3 回検討会の議論を踏まえて、基礎排出係数においても電力証書や熱証書を任意に仕分けることで、メニュー別基礎排出係数を設定することができるように変更を行った。なお、報告様式上では、表紙や表紙（メニュー別）等の修正を行った。

(3) 冷熱・温熱メニューの設定

第 3 回検討会の議論を踏まえて、冷熱のみのメニュー、温熱のみのメニューが設定できるように変更を行った。なお、報告様式上では、新たに冷熱・温熱のためのシートを新規で作成した。

5.2.2. 第三者認証制度の調査

合成メタンの利用時の CO2 カウントルールや事業者別排出係数への反映については、国内での流通状況を鑑み、令和 5 年 12 月の第 8 回温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会（以下、算定方法検討会）でカーボンリサイクル製品における CO2 カウントルールが議論された。具体的には、原排出者、利用者ともに排出量を計上し、回収による価値 [15]は回収者に一旦帰属することとした上で、その価値が原排出者や利用者に移転していくことや、原則として証書等の形で価値の移転が確認可能なシステムの構築が必要であるという整理がなされた。

さらに、令和 6 年 6 月の第 9 回算定方法検討会にて、回収価値・使途の証明に関する要件や証明方法について整理が行われ、令和 6 年 10 月の第 3 回係数検討会において、合成メタンの排出削減価値のガスの事業者別排出係数への反映方法等の検討が行われた。

第 3 回係数検討会では、回収価値の証明に関する要件や使途の証明に関する要件の確認主体としては国や第三者認証機関などが想定される中で、第 9 回算定方法検討会でも言及されているように、価値の証明の正確性確保の観点から、第三者認証を活用する方針が提案された。その際、欧州におけるカーボンリサイクル燃料等に関する認証制度を参考にすることも言及された。

本項では、第 3 回係数検討会で言及された欧州のカーボンリサイクル燃料等に関する認証制度を調査し、認証機関の認定要件等を整理した。

(1) 欧州委員会：Voluntary Schemes

欧州では再生可能エネルギー指令（Renewable Energy Directive：RED）に含まれる規則に準拠していることを証明するため、Voluntary Schemes と呼ばれる制度を設定している。具体的には、民間組織が運用する認証制度や国家認証制度が、バイオマス燃料や再生可能水素とその派生物（renewable fuels of non-biological origin：RFNBOs）、recycled carbon fuels：RCF が、欧州委員会が定める持続可能性基準及び RFNBO・RCF の関連方法論 [16,17]に準拠していることを検証するためのものである。なお、認証プロセスにおいては、外部監査人が原材料とエネルギー供給源から燃料生産者またはトレーダーまでのサプライチェーン全体を検証している。

Voluntary Schemes では、欧州委員会が認証機関を承認する必要があり、従来は、バイオマス燃料を対象とした複数の認証機関が欧州委員会によって承認されていたが、RED 改正に伴い、いくつかの認証制度が RFNBO や RCF の関係方法論に準拠した認証スキームを新たに申請し、令和 6 年 12 月に、ISCC EU、REDcert、CertifHy といった認証制度が承認された。

なお、Voluntary Schemes では、認証制度を承認するための評価プロトコル [18]を用意しており、申請された認証制度は本プロトコルを用いて評価が下される。また、RFNBO・RCF に関しては、追加のプロトコルも用意されており、これらの評価プロトコルによって欧州委員会は認証制度を評価している。

評価プロトコルでは、「Part D: Audit Quality, Scheme Governance and Supervision」において、申請された認証制度の監査プロセスの評価を実施（認証機関に求める要件を設定）している。具体的には以下の 3 つの観点を評価している。

---

[15] 使途の証明と合わせることで排出削減価値となる

[16] RFNBO に関する方法論を規定する委任規則：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2023.157.01.0011.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2023%3A157%3ATOC

[17] RCF のライフサイクル GHG 排出削減の最低基準を定める委任規則：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2023.157.01.0020.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2023%3A157%3ATOC

[18] 欧州委員会が定める評価プロトコル：https://circabc.europa.eu/ui/group/8f5f9424-a7ef-4dbf-b914-1af1d12ff5d2/library/43fd5e9a-d1d8-4c8d-9ffd-a87c021b8c71/details

・文書管理：
  - ボランタリースキームと認証機関は、以下の各要素に対応する文書管理システムを確立するものとする。
  - 一般管理システム文書、文書・記録の管理、マネジメントシステムのマネジメントレビュー、内部監査・内部モニタリング、不適合の識別・管理の手順、不適合の可能性のある原因を除去するための予防措置を講じるための手順
  - 認証機関の場合、ISO17065 への認定を通じて本項を満たすことができる。
・審査の力量：
  - 審査を実施する認証機関は ISO17065 の認定を受けなければならず、GHG の個別計算（actual GHG values）を検証する場合には、ISO14065 の認定を受けなければならない。
  - 認証機関は、審査の目的を達成するために必要な能力を考慮して、ISO19011 に規定された審査チームを選択し、任命するプロセスを有していなければならない。
・審査の管理：
  - ボランタリースキームは、審査がどのように計画され、実施され、報告されるかを記述した明確な手順を有していなければならない。さらに、ボランタリースキームは認証機関が ISO19011（または正当化された同等のもの）に沿って審査を実施することを保証しなければならない。

(2) 欧州委員会によって承認された ISCC EU が定める認証機関の要件

令和 6 年 12 月に承認された認証制度のうち、ISCC EU において定められている認証機関の要件を整理した。

ISCC EU では、RFNBO・RCF 向けの新たなガイダンス文書が策定されたが、認証機関の要件等は、既存の ISCC EU のスキーム・ガイダンス文書に沿う形となっているため、「ISCC EU 103 REQUIREMENTS FOR CERTIFICATION BODIES AND AUDITORS」[19]を確認した。同文書において、認証機関は以下の規格に基づいて審査することが望ましい、とされており、基本的には上記（1）に記載した、再生可能エネルギー指令で求められる 3 つの観点（文書管理、審査の力量、審査の管理）が担保される要件が設定されている。

＜認証機関のための評価基準：以下の規格に基づいて審査することが望ましい＞
・ISO/IEC17065（製品認証）or ISO/IEC 17021（マネジメントシステム認証）
・ISO 19011（マネジメントシステム監査のための指針）
・ISO/IEC Guide 60（適合性評価）
・ISO 14065（環境情報を妥当性確認・検証する機関の要求事項）
・ISO14064-3（温室効果ガスに関する宣言の妥当性確認・検証）

[19] ISCC EU 103 REQUIREMENTS FOR CERTIFICATION BODIES AND AUDITORS：
https://www.iscc-system.org/wp-content/uploads/2022/05/ISCC_EU_103_Requirements-v4.0-1.pdf

別添１

経済産業省

令和7年度
ガス事業者別排出係数算出マニュアル

2025年3月24日

はじめに

- 2023年のSHK制度関係法令等（注1）の改正に伴い、ガス事業者別排出係数の導入が検討され、2024年度より運用開始。本説明会では、ガス事業者別排出係数の算出・報告方法の理解促進、報告資料作成のポイントを解説。

- 様式への記入方法や排出係数の算出方法等ご不明な点等については、以下『ガス事業者別排出係数の確認事務局』までご連絡ください。
  『ガス事業者別排出係数確認事務局』
  〈～2025年３月31日〉
  みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社
  メールアドレス: gas-heat-co2ef@mizuho-rt.co.jp
  〈2025年４月１日～〉
  4/1から事務局の受託事業者が変更されます。
  4/1以降の問合せ先については、別途ご連絡いたします。

（注1）「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」

（参考）SHK制度

- 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき、温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付ける制度である。

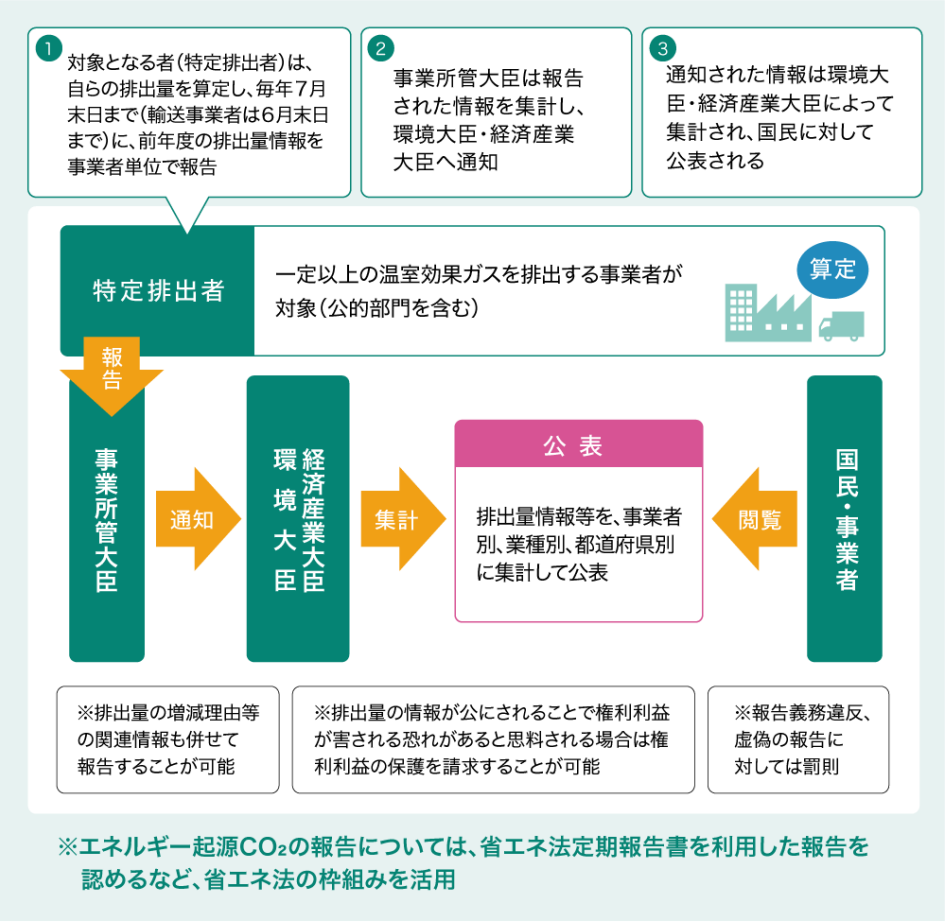

（出所）環境省ウェブサイト（https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/about.html）

（参考）令和７年度報告からの主な変更点

1. 合成メタン利用時の反映
   排出係数の算出に合成メタンの排出削減価値の反映が認められるようになった。

2. 「メニュー別基礎排出係数」の設定
   「基礎排出係数」についても、「供給バイオガス/合成メタン量」を任意に仕分け、メニューを設定することが認められるようになった。

3. 「基礎排出係数」の算出における「託送負担/分配バイオガス量」の反映
   「基礎二酸化炭素排出量」の算定においても、「託送負担バイオガス量」と「託送分配バイオガス量」の差分に係る二酸化炭素排出量を加えることとなった。

目次

１.総論

２.基礎排出係数

３.調整後排出係数

様式の記入例

FAQ

１.総論

２.基礎排出係数

３.調整後排出係数

様式の記入例

FAQ

都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の算定

- SHK制度に基づき、特定排出者が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を国に報告する際、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量は、①ガス事業者別排出係数、②実測等に基づく係数、③環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数（代替値）のいずれかを用いて算定する（注1）。

都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量 ＝ 都市ガス使用量 × ①ガス事業者別排出係数 or ②実測等に基づく係数 or ③代替値

（注1）①により算定することができないときは②、②により算定することができないときは③を用いる。

ガス事業者別排出係数の公表時期

- 「ガス事業者別排出係数」の公表（注1）を希望する場合は、「基礎排出係数」及び「調整後排出係数」を特定排出者の「排出量算定対象年度」の翌年度に公表する。
- 「ガス事業者別排出係数」の「係数算出対象年度」は、特定排出者の「排出量算定対象年度」と同年度である。

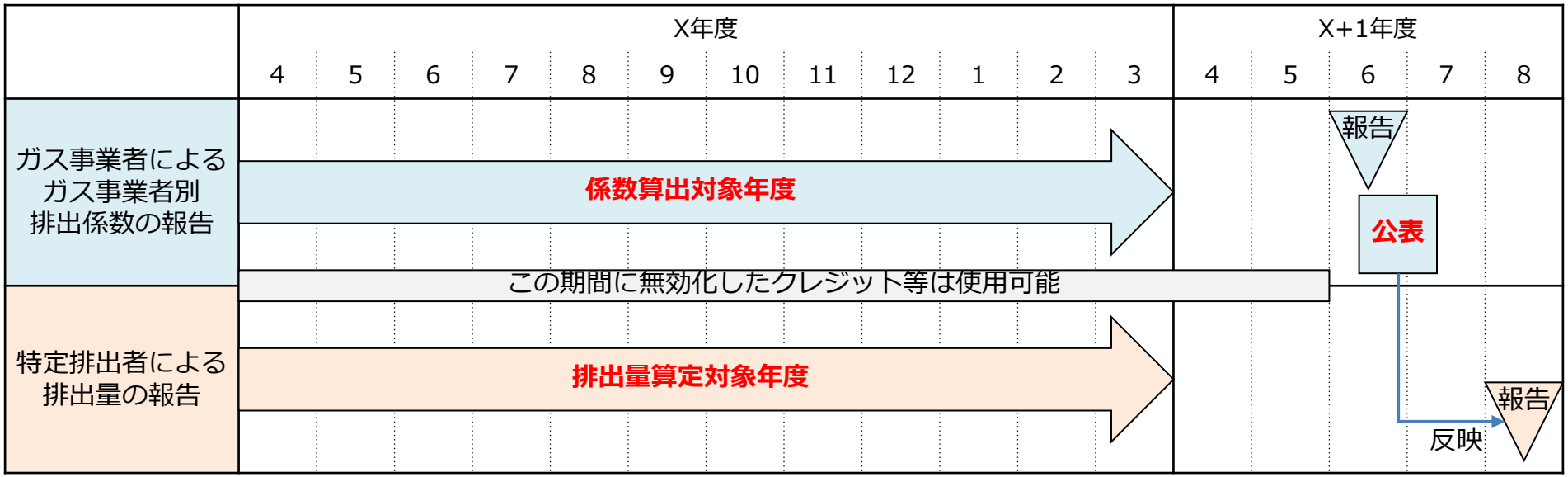

（注1）小売供給を行う地域ごとの公表でも可能である。

１.総論

２.基礎排出係数

３.調整後排出係数

様式の記入例

FAQ

（１）基礎排出係数の算出方法

- 新規参入者については、「ガス事業者別排出係数」の「係数算出対象期間」は、参入時から参入年度末までである。

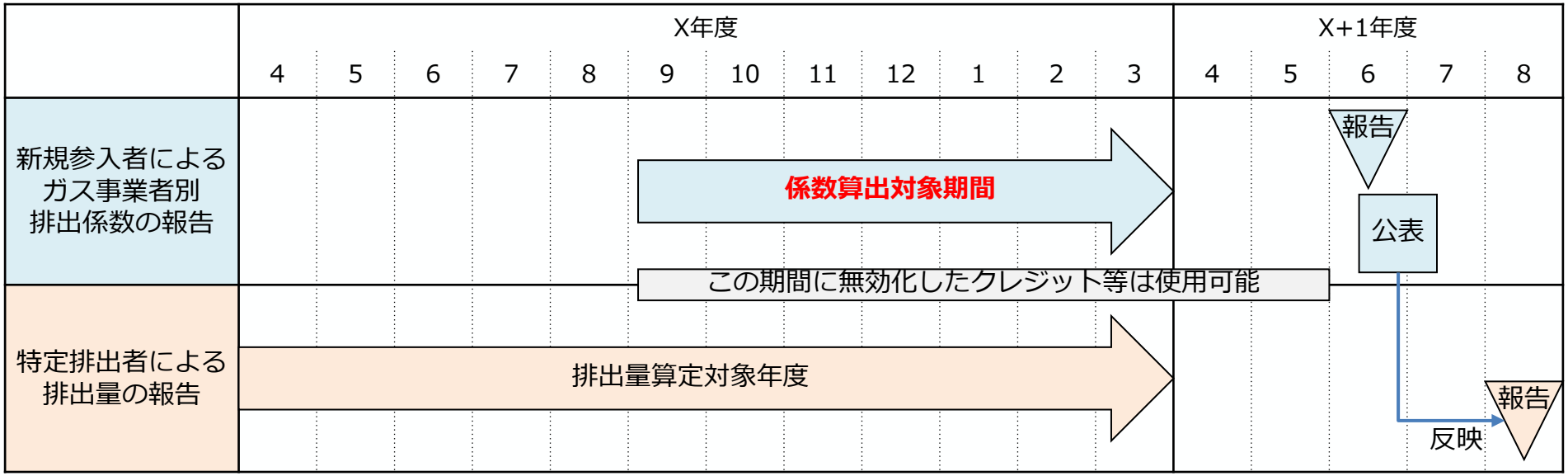

（１）基礎排出係数の算出方法

- 「基礎排出係数」は、「基礎二酸化炭素排出量」を「販売ガス量」で除して算出する。

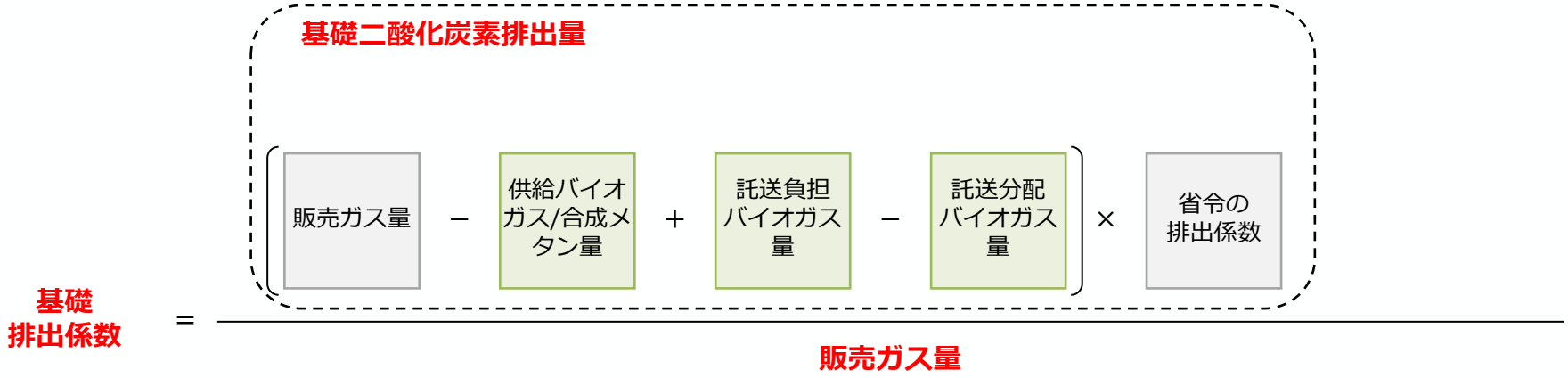

（2）基礎二酸化炭素排出量

- 「基礎二酸化炭素排出量」は、「販売ガス量」から「供給バイオガス/合成メタン量」を控除し、「省令の排出係数」を乗じて算定する。
- なお、下式における「託送負担バイオガス量」及び「託送分配バイオガス量」は、後述する。

$$\text{基礎排出係数} = \frac{\text{基礎二酸化炭素排出量}\left(\text{販売ガス量} - \text{供給バイオガス/合成メタン量} + \text{託送負担バイオガス量} - \text{託送分配バイオガス量}\right) \times \text{省令の排出係数}}{\text{販売ガス量}}$$

（2）基礎二酸化炭素排出量

- 「供給バイオガス/合成メタン量」は、「自ら小売供給した供給バイオガス（注1）/合成メタン量」に、「実測による熱量」を乗じ、「標準熱量の基準値」で除して算定する。

供給バイオガス/合成メタン量 = **自ら小売供給したバイオガス/合成メタン量** × $\frac{\text{導管に注入したバイオガス/合成メタンの実測による熱量}}{\text{導管事業者の託送供給約款で定める標準熱量の基準値}}$

（注1）託送負担バイオガスを含む。

（２）基礎二酸化炭素排出量

- 「省令の排出係数」は、「都市ガスの単位発熱量」に「炭素排出係数」及び「44/12（注1）」を乗じて算出する。また、「省令の排出係数」の代わりに、代替値を用いることも可能である（注2）。

省令の排出係数	=	ガス事業者が供給している都市ガスの標準環境状態における単位発熱量	×	炭素排出係数 0.0140（tC/GJ）	×	44/12

令和６年度の実績を令和７年度に報告する際には、省令の排出係数の代わりに、算定省令第２条第３項第３号に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数を用いることも可能である。

（注1）「44」は二酸化炭素の分子量、「12」は炭素の分子量であり、「44/12」を乗じることで炭素換算重量を二酸化炭素換算重量に変換する。
（注2）令和8年度の報告からは、代替値の使用は認められない。

（2）基礎二酸化炭素排出量

- 導管事業者からバイオガス調達費の支出を受けたガス事業者は、「託送負担バイオガス量」に係る二酸化炭素排出量を加える。
- 導管事業者がバイオガス調達費を負担している場合の、当該導管事業者及びその連結先の導管事業者の供給区域内で小売供給を行うガス事業者は、「託送分配バイオガス量」に係る二酸化炭素排出量を減じる。
- いずれも、該当する事業者は少数であり、該当する場合には導管事業者等より通知がある。

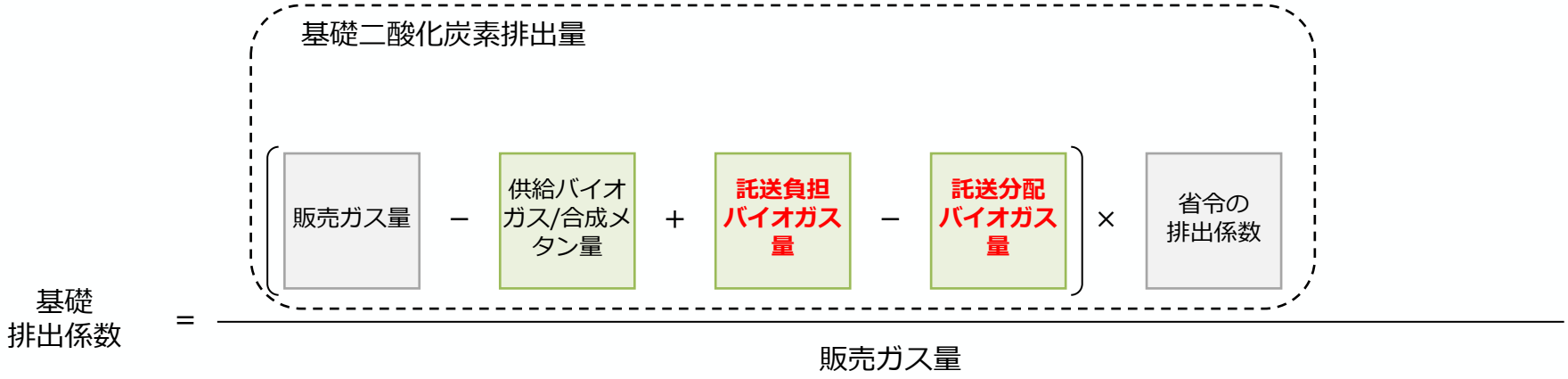

（2）基礎二酸化炭素排出量

託送負担バイオガス量、託送分配バイオガス量の考え方

小売事業者Aが、全体800のガスのうち、バイオガス300
小売事業者Bが、全体400のガス
を調達し、小売事業者Aが、<バイオガス：300>
を託送料金制度を活用して注入し、
ネットワーク内全体で調達費を負担したと仮定する

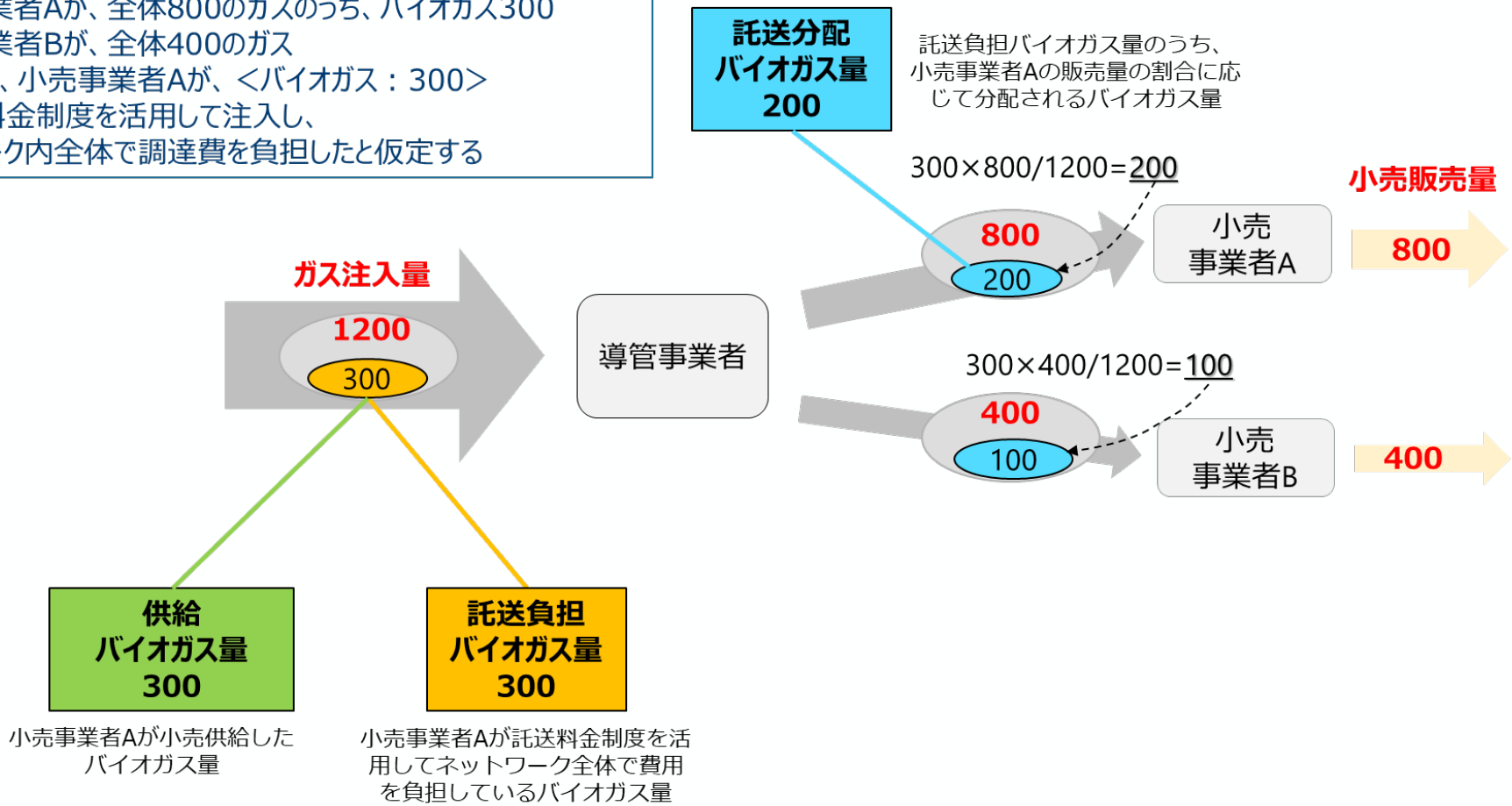

（2）基礎二酸化炭素排出量

- 合成メタンの使用に係る排出量を控除する場合、当該合成メタンについて次に掲げる事項を環境省及び経済産業省が契約書や、流量計・成分分析計の計測結果を記載した資料、配管図等の必要な資料により確認する。

合成メタンに係る確認事項

ガス事業者別排出係数の算定において、合成メタンの使用に係る排出量を控除する場合、当該合成メタンについて次に掲げる事項を環境省及び経済産業省が契約書や、流量計・成分分析計の計測結果を記載した資料、配管図等の必要な資料により確認する。

一 使用する合成メタンの原料となる回収した二酸化炭素（以下「回収二酸化炭素」という。）の量

二 回収二酸化炭素を回収した者

三 回収二酸化炭素を回収した期間

四 回収二酸化炭素の回収が行われた地点

五 回収二酸化炭素に係る発生の由来

六 合成メタンを製造する事業者が回収価値（注1）を有する回収二酸化炭素を用いて製造していること

七 供給合成メタン量

八 合成メタンを需要家に供給した者

九 合成メタンの供給期間

十 合成メタンを注入した地点

十一 合成メタンに係る排出削減価値（注2）が需要家に帰属すること

（注1）回収された二酸化炭素であるという属性の価値
（注2）排出量算定時に、合成メタンの使用による排出削減量に相当する量を減算できる価値

（3）料金メニューに応じた排出係数の設定

- 「メニュー別排出係数」の公表を希望する場合は、複数の「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」と「残差により作成した係数」を作成する。
- その際、「販売メニュー」の一部を取り出したり、複数の「販売メニュー」を類型化したりする等の方法により設定する。

メニュー別排出係数の作成イメージ

取り出し/類型化

- 販売メニュー①
- 販売メニュー②
- 販売メニュー③

→ **メニューA**

- 販売メニュー④
- 販売メニュー⑤

→ **メニューB**

- 販売メニュー⑥
- 販売メニュー⑦
- 販売メニュー⑧

→ **メニューC（残差により作成）**

メニュー別排出係数の公表イメージ

	基礎排出係数（t-CO2/千m3）	調整後排出係数（t-CO2/千m3）
メニューA	0.00	0.00
メニューB	1.99	0.00
メニューC（残差）	2.04	2.04
事業者全体	2.01	1.95

（3）料金メニューに応じた排出係数の設定

- 「メニュー別基礎排出係数」は、「メニュー別基礎二酸化炭素排出量」を「メニュー別販売ガス量」で除して算出する。

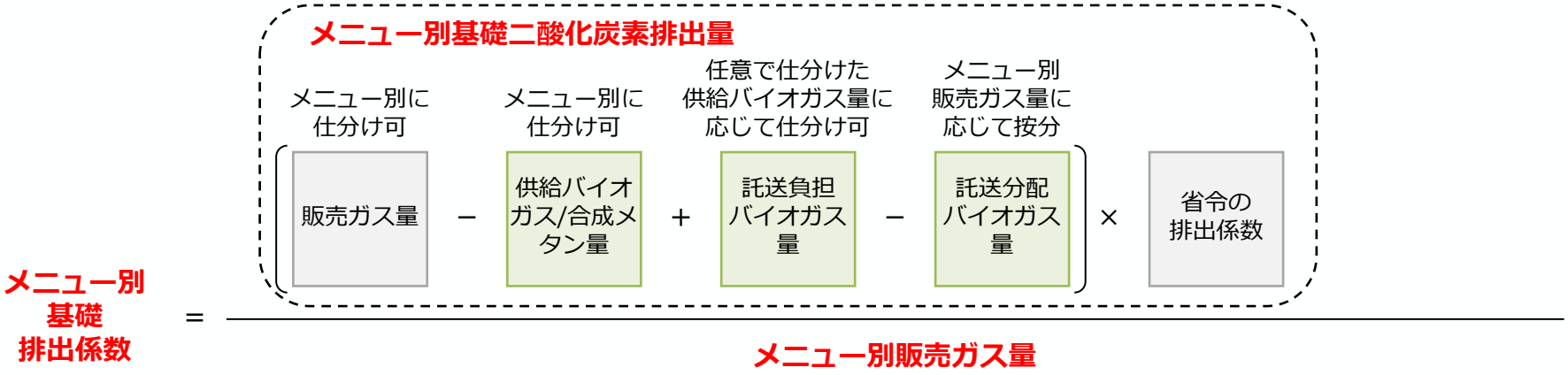

（３）料金メニューに応じた排出係数の設定

- 「メニュー別基礎二酸化炭素排出量」は、「基礎二酸化炭素排出量」と「販売ガス量」を任意に仕分けして算定する。

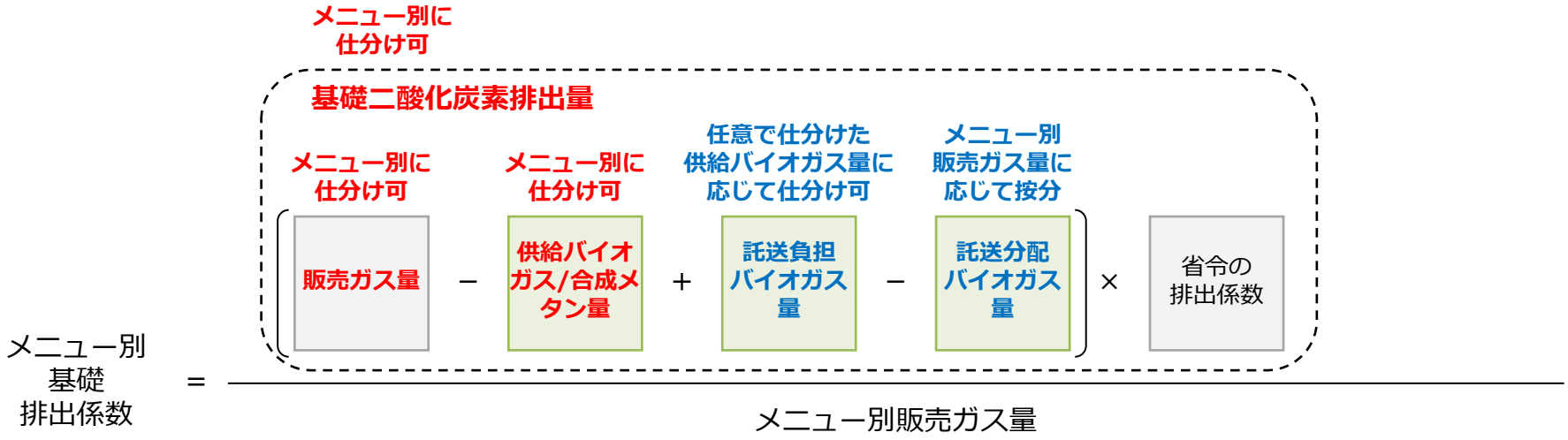

１.総論

２.基礎排出係数

３.調整後排出係数

様式の記入例

FAQ

（１）調整後排出係数の算出方法

- 「調整後排出係数」は、「基礎二酸化炭素排出量」から「クレジット等」を控除し、「販売ガス量」で除して算出する。

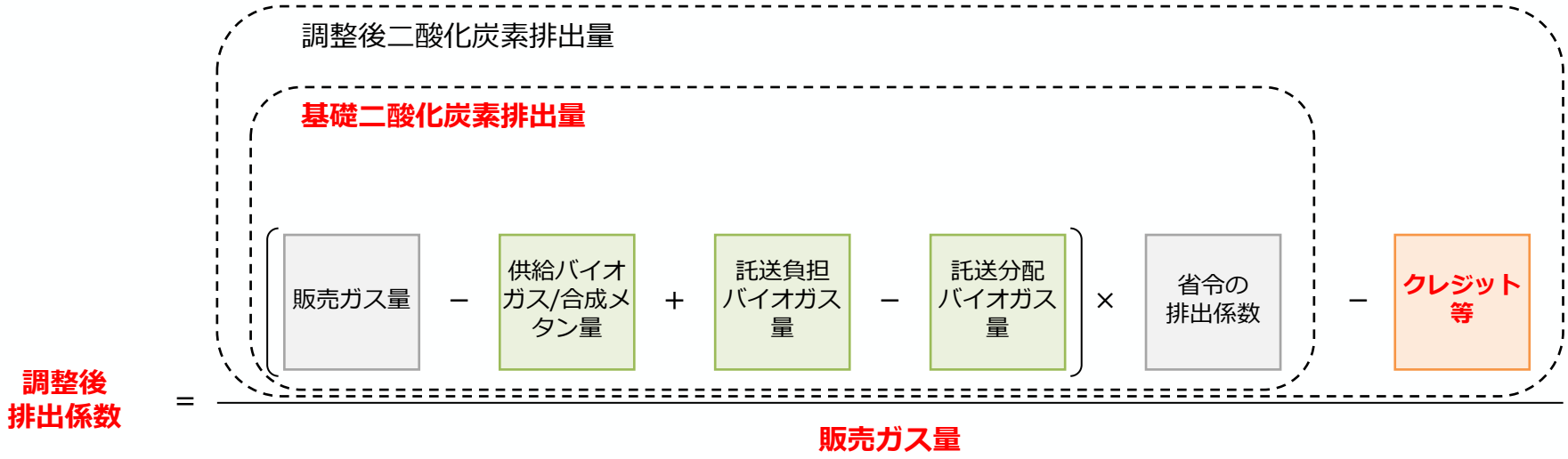

（１）調整後排出係数の算出方法

- 「調整後二酸化炭素排出量」の算定に用いることができる「クレジット等」は、①国内クレジット制度、②オフセット・クレジット制度、③Ｊ－クレジット制度、④二国間クレジット制度（JCM）、である。

活用できる国内認証排出削減量

① 平成20年10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量

② オフセット・クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量

③ Ｊ－クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量

活用できる海外認証排出削減量

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の温対法第２条第９項に規定する国際協力排出削減量

（2）料金メニューに応じた排出係数の設定

- 「メニュー別調整後排出係数」は、「メニュー別調整後二酸化炭素排出量」を「メニュー別販売ガス量」で除して算出する。

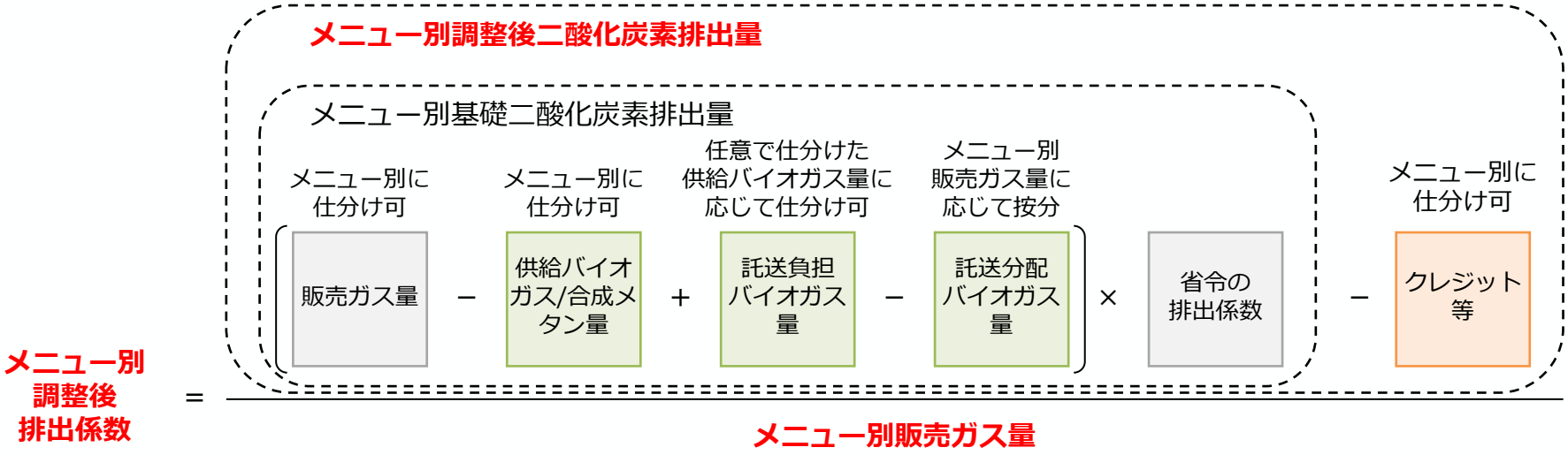

（2）料金メニューに応じた排出係数の設定

- 「メニュー別調整後二酸化炭素排出量」は、「メニュー別基礎二酸化炭素排出量」から任意に仕分けした「クレジット等」を控除して算定する。

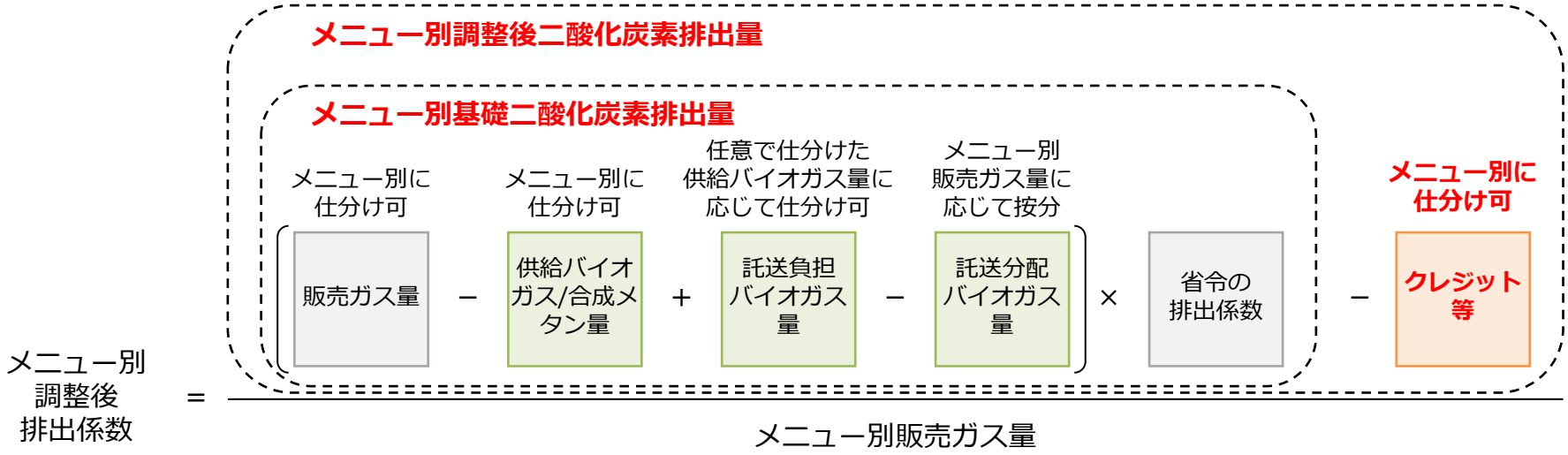

（３）国内及び海外認証排出削減量の把握方法

- 「調整後二酸化炭素排出量」の算定に用いることができる「クレジット等」は、「係数算出対象年度」中、及び翌年度の４月１日～５月31日までの間に無効化（注1）されたものである。

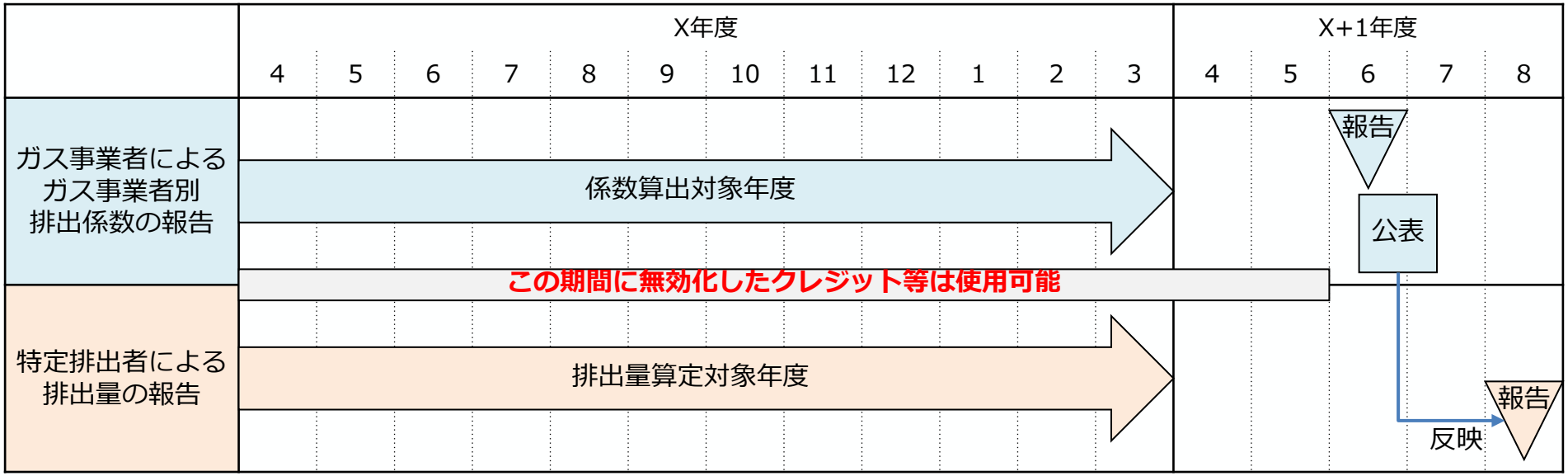

（注1）４月１日～５月31日までの間に無効化のために用いたクレジット等は、翌年度以降の排出係数の算出に用いることはできない。

（３）国内及び海外認証排出削減量の把握方法

- 新規参入者については、「調整後二酸化炭素排出量」の算定に用いることができる「クレジット等」は、「係数算出対象期間」中、及び翌年度の４月１日～５月31日までの間に無効化（注1）されたものである。

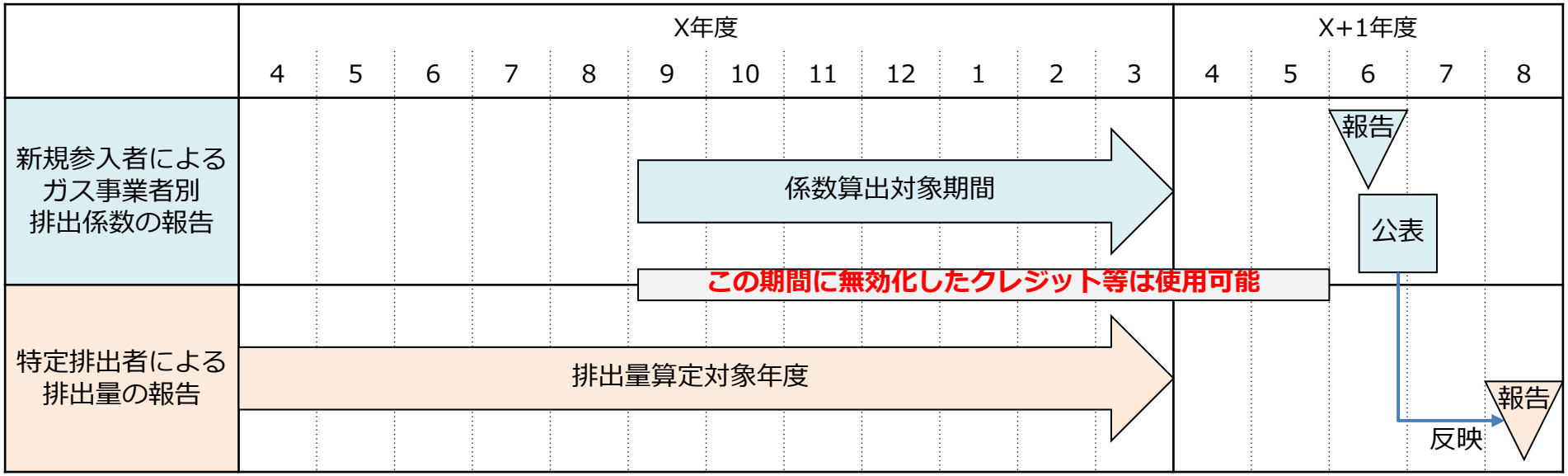

（注1）４月１日～５月31日までの間に無効化のために用いたクレジット等は、翌年度以降の排出係数の算出に用いることはできない。

1 .総論

2 .基礎排出係数

3 .調整後排出係数

様式の記入例

FAQ

様式の記入例

表紙の記入例

温対法における特定排出者の都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いられる排出係数（令和〇〇年度実績）

日付　令和7年4月15日

会社名　XX株式会社

小売供給を行う地域（供給区域）　XX地域

基礎排出係数（t-CO2/千m3）＝基礎二酸化炭素排出量 / 販売ガス量

調整後排出係数（t-CO2/千m3）＝（基礎二酸化炭素排出量 － 国内認証排出削減量調整無効化量 － 海外認証排出削減量調整無効化量）/ 販売ガス量

省令の排出係数（t-CO2/千m3）＝ 2.02 （当該事業者が供給している都市ガスの標準環境状態における単位発熱量に炭素排出係数（0.0140 (tC/GJ)）及び44/12を乗じた係数を用いる。有効数字4桁目を四捨五入した数字を入力する。）

【事業者別または営業地域別】

販売ガス量（m3）	供給バイオガス量（m3）	託送負担バイオガス量（m3）	託送分配バイオガス量（m3）	供給合成メタン量（m3）	二酸化炭素排出量（t-CO2）	二酸化炭素排出係数（t-CO2/千m3）
3,000,000,000.00	125,000.00	75,000.00	225,000.00	275,000.00	（基礎二酸化炭素排出量）	（基礎排出係数）
					6,058,889.00	2.02
					（調整後二酸化炭素排出量）	（調整後排出係数）
					6,058,739.00	2.02

【前年度報告との比較・分析】

販売ガス量（m3）	二酸化炭素排出量（t-CO2）	二酸化炭素排出係数（t-CO2/千m3）	差異分析
2,800,000,000.00	（基礎二酸化炭素排出量）	（基礎排出係数）	XX
	5,600,000.00	2.04	
	（調整後二酸化炭素排出量）	（調整後排出係数）	XX
	5,400,000.00	2.04	

- 日付と会社名を入力する
- 地域ごとに公表を行う場合は、供給区域を入力する
- 省令の排出係数を標準環境状態で算出（注1）し、入力する
- ガスメーターにおける都市ガスの供給量を入力する
- 前年度の報告内容を入力する

（注1）標準環境状態への換算方法は、「（標準環境状態における単位発熱量）＝（換算前の単位発熱量）×（273.15+換算前の温度[℃]）/（298.15×換算前の圧力[bar]」である。

様式の記入例

表1の記入例

≪表1≫

自ら排出量調整無効化した国内認証排出削減量の内訳
（令和〇〇年度実績）

会社名　XX株式会社

	削減量の種別	排出量調整無効化量(t-CO2)	特定番号	排出量調整無効化日
1	Jークレジット	100.00	ZZZ-000-000-000-000-000～ZZZ-000-000-000-000-000	yyyy年mm月dd日
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
合計		100.00		

※本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、当該ガス事業者が排出量調整無効化を行ったことを確認できる書類を添付すること。

※本表に記載した全ての国内認証排出削減量については、特定排出者（自社を含む）が温対法第26条に基づき国に報告する調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることはできない。

種別・数量（無効化量）・特定番号を記入する

処理日を記載する

J-クレジット無効化通知書

※サンプル

口座保有事業者名 殿
（ 口座番号：JP-100-20000-00001-XXXXX-00 ）

XXXXXXXXXXX
YYYY 年 MM 月 DD 日

Ｊークレジット制度管理者

無効化通知書

Ｊークレジット制度実施要綱３，２に基づく無効化申請の結果として、 下記のとおり、Ｊークレジット登録簿システムに処理したので、お知らせします。

記

トランザクション番号	JP-20000-00000-XXXXX
口座種別	Ｊークレジット用　無効化口座
口座番号	JP-100-20000-00000-00400-00
処理日	yyyy 年 mm 月 dd 日

報

項番	種別	クレジット認証番号（:プロジェクト名） クレジット特定番号			
		数量（t-CO_2）	省エネルギー量（kl:原油換算）	再エネ算定量（電力:MWh）	再エネ算定量（熱:GJ）
1	AAA	BBBBBBB：プロジェクト名 ZZZ-000-000-000-000-000 ～ ZZZ-000-000-000-000-000			
		XX	XX	XX	XX
2	CCC	DDDDDDD：プロジェクト名 ZZZ-000-000-000-000-000 ～ ZZZ-000-000-000-000-000			
		XX	XX	XX	XX
合計		XX	XX	XX	XX

以上

<用途>
「①用途の選択」で選択した用途が印字されます

<クレジット利用法人・利用期間>
入力されたクレジット利用法人名が印字されます
入力されたクレジット利用期間が印字されます

<目的詳細>
入力された無効化目的の詳細が印字されます

様式の記入例

Ｊ－クレジットの無効化手続きにおける注意点

- J-クレジット無効化通知書の用途・目的は、「ガス小売事業者の調整後排出係数もしくはメニュー別調整後排出係数の調整」としてください。それ以外の用途・目的が記載された無効化通知書は受理できません。

※サンプル

口座保有事業者名 殿　　XXXXXXXXXXX
（ 口座番号：JP-100-20000-00001-XXXXX-00 ）　　YYYY 年 MM 月 DD 日

Ｊ－クレジット制度管理者

無効化通知書

Ｊ－クレジット制度実施要綱３．２に基づく無効化申請の結果として、 下記のとおり、Ｊ－クレジット登録簿システムに処理したので、お知らせします。

記

トランザクション番号	JP-20000-00000-XXXXX
口座種別	Ｊ－クレジット用　無効化口座
口座番号	JP-100-20000-00000-00400-00
処理日	yyyy 年 mm 月 dd 日

クレジット情報

項番	種別	クレジット認証番号（:プロジェクト名）				
		クレジット特定番号			数量（t-CO_2）	
		省エネルギー量（kl:原油換算）	再エネ算定量（電力:MWh）	再エネ算定量（熱:GJ）	非化石エネルギー量（電力:kWh）	非化石エネルギー量（熱:GJ）
1	AAA	BBBBBBB：プロジェクト名 ZZZ-000-000-000-000-000～ZZZ-000-000-000-000-000				XXX
		XX	XX	XX	XX	XX
合計						XXX
		XX	XX	XX	XX	XX

以上

<用途>
「①用途の選択」で選択した用途が印字されます

<クレジット利用法人・実績報告年度・利用期間>
入力された「クレジット利用法人（特定排出者コード：000000000）」
選択された「実績報告年度」
入力された「クレジット利用期間」　が印字されます

<目的詳細>
入力された無効化目的の詳細が印字されます

- **ご不明な点はJ-クレジット制度事務局にお問い合わせください。**
  Tel: 050-3173-8916
  E-mail: help@jcre.jp
- **詳細はJ-クレジット制度事務局による以下の資料をご参照ください。**
  https://www.japancredit.go.jp/case/law/#kouridenki_pagelink

- **〈用途〉温対法での報告: 調整後排出係数の調整**
- **〈クレジット利用法人〉ガス小売事業者名**
- **ガス事業者ごとの調整後排出係数の調整の場合**
  例：XXXX年度（YYYY年度実績）の温対法報告におけるガス事業者ごとの調整後排出係数の調整のため
- **メニュー別の調整後排出係数の調整の場合**
  例：XXXX年度（YYYY年度実績）のガスメニューXにおける調整後排出係数の調整のため
- **（参考）個別ガスメニューで需要家名を明記したい場合**
  例：XXXX年度（YYYY年度実績、〇〇様分）のガスメニューXにおける調整後排出係数の調整のため

様式の記入例

表5-1の記入例

≪表5-1≫

「供給バイオガス量」に係る卸売買の内訳
（令和〇〇年度実績）
※ただし、託送負担バイオガスに係るものについては表5-2にも記載のこと

会社名　XX株式会社

供給バイオガス量 = 自社が調達した供給バイオガス量 + 卸調達量 − 卸販売量

①自社が調達した供給バイオガス量

	バイオガス量（m3）
小計	100,000.00

②ガス事業者（※）からの卸調達量の内訳

（※）当該年度において卸供給実績があるものの小売供給実績がないガス事業者も含む

事業者の名称	バイオガス量（m3）
BB株式会社	50,000.00
小計	50,000.00

③上記①及び②のうちガス事業者（※）への卸販売量の内訳

（※）当該年度において卸供給実績があるものの小売供給実績がないガス事業者も含む

事業者の名称	バイオガス量（m3）
CC株式会社	25,000.00
小計	25,000.00

＜計算結果＞

「供給バイオガス量」（① + ② − ③）

	供給バイオガス量（m3）
合計	125,000.00

バイオガスを供給している場合は、入力する

様式の記入例

表5-2の記入例

≪表5-2≫

「託送負担バイオガス量」に係る卸売買の内訳（令和〇〇年度実績）

会社名　XX株式会社

託送負担バイオガス量 = 自社が調達した託送負担バイオガス量 + 卸調達量 − 卸販売

①自社が調達した託送負担バイオガス量

	バイオガス量(m3)
小計	75,000.00

②ガス事業者(※)からの卸調達量の内訳

(※)当該年度において卸供給実績があるものの小売供給実績がないガス事業者も含む

事業者の名称	バイオガス量(m3)
DD株式会社	25,000.00
小計	25,000.00

③上記①及び②のうちガス事業者(※)への卸販売量の内訳

(※)当該年度において卸供給実績があるものの小売供給実績がないガス事業者も含む

事業者の名称	バイオガス量(m3)
EE株式会社	25,000.00
小計	25,000.00

＜計算結果＞

「託送負担バイオガス量」(① + ② − ③)

	託送負担バイオガス量(m3)
合計	75,000.00

- バイオガス調達費の支出を受けている場合は、入力する

様式の記入例

表5-3の記入例

本項目を記載する対象となる事業者は少数であり、該当する場合には導管事業者等より通知がある。

≪表5-3≫

「託送分配バイオガス量」の算定（令和〇〇年度実績）

会社名　XX株式会社

当該ガス事業者の託送分配バイオガス量は、以下の式により算出するものとする。

（1）バイオガスが注入された導管事業者から託送供給を受ける小売事業者
①託送負担バイオガス量に、バイオガスが注入された導管事業者の小売託送量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量及び当該導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量の和で除して、「バイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量」を算出する。
②①で算出した「バイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量」に、バイオガスが注入された導管事業者により託送される当該小売事業者の販売ガス量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量で除して算出する。

（2）バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者から託送供給を受ける小売事業者
①託送負担バイオガス量に、バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者の受けた連結託送量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量及び当該導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量の和で除して、「バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者に配分される託送負担バイオガス量」を算出する。
②①で算出した「バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者に配分される託送負担バイオガス量」に、連結先導管事業者により託送される当該小売事業者の販売ガス量を乗じ、連結先導管事業者の小売託送量で除して算出する。

（1）バイオガスが注入された導管事業者から託送供給を受ける小売事業者

バイオガスが注入された導管事業者が受けた託送負担バイオガス量(m3)	バイオガスが注入された導管事業者の小売託送量(m3)	バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量(m3)	自社の販売ガス量(m3)	託送分配バイオガス量(m3)
300,000.00	3,500,000,000.00	500,000,000.00	3,000,000,000.00	225,000.00

（2）バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者から託送供給を受ける小売事業者

バイオガスが注入された導管事業者が受けた託送負担バイオガス量(m3)	バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者の受けた連結託送量(m3)	バイオガスが注入された導管事業者の小売託送量(m3)	バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量(m3)	自社の販売ガス量(m3)	バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者の小売託送量(m3)	託送分配バイオガス量(m3)
				3,000,000,000.00		0.00

- **導管事業者がバイオガス調達費を負担している場合、当該導管事業者の供給区域内で小売供給を行うガス事業者は、入力する**
- **導管事業者がバイオガス調達費を負担している場合、その連結先の導管事業者の供給区域内で小売供給を行うガス事業者は、入力する**

様式の記入例

表6の記入例

≪表6≫

「供給合成メタン量」に係る卸売買の内訳（令和〇〇年度実績）

会社名　XX株式会社

供給合成メタン量 = 自社が調達した供給合成メタン量 + 卸調達量 − 卸販売量

①自社が調達した供給合成メタン量

	合成メタン量(m3)
小計	250,000.00

②ガス事業者(※)からの卸調達量の内訳

(※)当該年度において卸供給実績があるものの小売供給実績がないガス事業者も含む

事業者の名称	合成メタン量(m3)
FF株式会社	50,000.00
小計	50,000.00

③上記①及び②のうちガス事業者(※)への卸販売量の内訳

(※)当該年度において卸供給実績があるものの小売供給実績がないガス事業者も含む

事業者の名称	合成メタン量(m3)
GG株式会社	25,000.00
小計	25,000.00

＜計算結果＞

「供給合成メタン量」(① + ② − ③)

	供給合成メタン量(m3)
合計	275,000.00

▌合成メタンを供給している場合は入力する

様式の記入例

表1（メニュー別）の記入例

≪表1（メニュー別）≫

温対法における特定排出者の都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いられるメニュー別排出係数の算定（令和〇〇年度実績）

会社名　XX株式会社

	販売ガス量(m3)	供給バイオガス量(m3)	託送負担バイオガス量(m3)	託送分配バイオガス量(m3)	供給合成メタン量(m3)	メニュー別基礎二酸化炭素排出量(t-CO2)	国内及び海外総証排出削減量(t-CO2)	メニュー別調整後二酸化炭素排出量(t-CO2)	メニュー別基礎排出係数(t-CO2/千m3)	メニュー別調整後排出係数(t-CO2/千m3)
メニューA	100,000.00	100,000.00	60,000.00	7.50	0.00	121.19	125.00	-3.82	1.21	-0.04
メニューB	275,000.00	0.00	0.00	20.63	275,000.00	-0.04	0.00	-0.04	0.00	0.00
メニューC	2,999,625,000.00	25,000.00	15,000.00	224,971.88	0.00	6,058,767.88	25.00	6,058,742.88	2.02	2.02
全体	3,000,000,000.00	125,000.00	75,000.00	225,000.00	275,000.00	6,058,880.00	150.00	6,058,730.00	2.02	2.02

- **販売ガス量・供給バイオガス量・託送負担バイオガス量・供給合成メタン量を任意に仕分け、入力する**

様式の記入例

表2（メニュー別）の記入例

≪表2（メニュー別）≫

排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量
（令和〇〇年度実績）

会社名　XX株式会社

表1 自ら排出量調整無効化した国内認証排出削減量の内訳

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	100.00	100.00		0.00

表2 自らの代わりに他の者が排出量調整無効化した国内認証排出削減量の内訳

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	50.00	25.00		25.00

表3 自ら排出量調整無効化した海外認証排出削減量の内訳

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	0.00			0.00

表4 自らの代わりに他の者が排出量調整無効化した海外認証排出削減量の内訳

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	0.00			0.00

表1～4までの合計

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
合計	150.00	125.00	0.00	25.00

- クレジット等を任意に仕分け、入力する

１.総論

２.基礎排出係数

３.調整後排出係数

様式の記入例

FAQ

FAQ

よくあるご質問

	質問	回答
通達	通達はどこにあるか。	以下のリンクからご確認ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/ontaihou/index.html
様式	様式はどこにあるか。	
スケジュール	今後のスケジュールはどこに記載されているか。	
排出係数	排出係数は標準状態か、標準環境状態（SATP）か。	標準環境状態（SATP）です。
	入力する数値は整数か。	特に指定はありません。
	公表される排出係数の有効数字は何桁か。	有効数字3桁で公表する予定です。
クレジット	利用できるJ-クレジットの種別に制限はあるか。	ありません。
	今後、活用可能なクレジットや証書は拡大するか。	現時点では未定です。
報告方法	様式の提出先はどこか。	事務局のメールアドレスへご送付ください。
	何を提出すればよいか。	様式と「クレジット等」に係る証憑をご提出ください。
	販売量情報に係る情報は、提出する必要があるか。	必須ではありませんが、可能であればご提出ください。
	提出する様式の形式はExcelか、PDFか。	Excel形式でご提出ください。
	様式を修正できるか。	提出締切前でしたら、問題ありません。再度ご提出ください。
	根拠資料とは何か。	様式です。

別添２

経済産業省

令和7年度
熱供給事業者別排出係数算出マニュアル

2025年3月24日

はじめに

- 2023年のSHK制度関係法令等（注1）の改正に伴い、熱供給事業者別排出係数の導入が検討され、2024年度より運用開始。本説明会では、熱事業者別排出係数の算出・報告方法の理解促進、報告資料作成のポイントを解説。

- 様式への記入方法や排出係数の算出方法等ご不明な点等については、以下『熱供給事業者別排出係数の確認事務局』までご連絡ください。
  『熱供給事業者別排出係数確認事務局』
  〈～2025年３月31日〉
  みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社
  メールアドレス: gas-heat-co2ef@mizuho-rt.co.jp
  〈2025年４月１日～〉
  4/1から事務局の受託事業者が変更されます。
  4/1以降の問合せ先については、別途ご連絡いたします。

（注1）「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」

（参考）SHK制度

- 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき、温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付ける制度である。

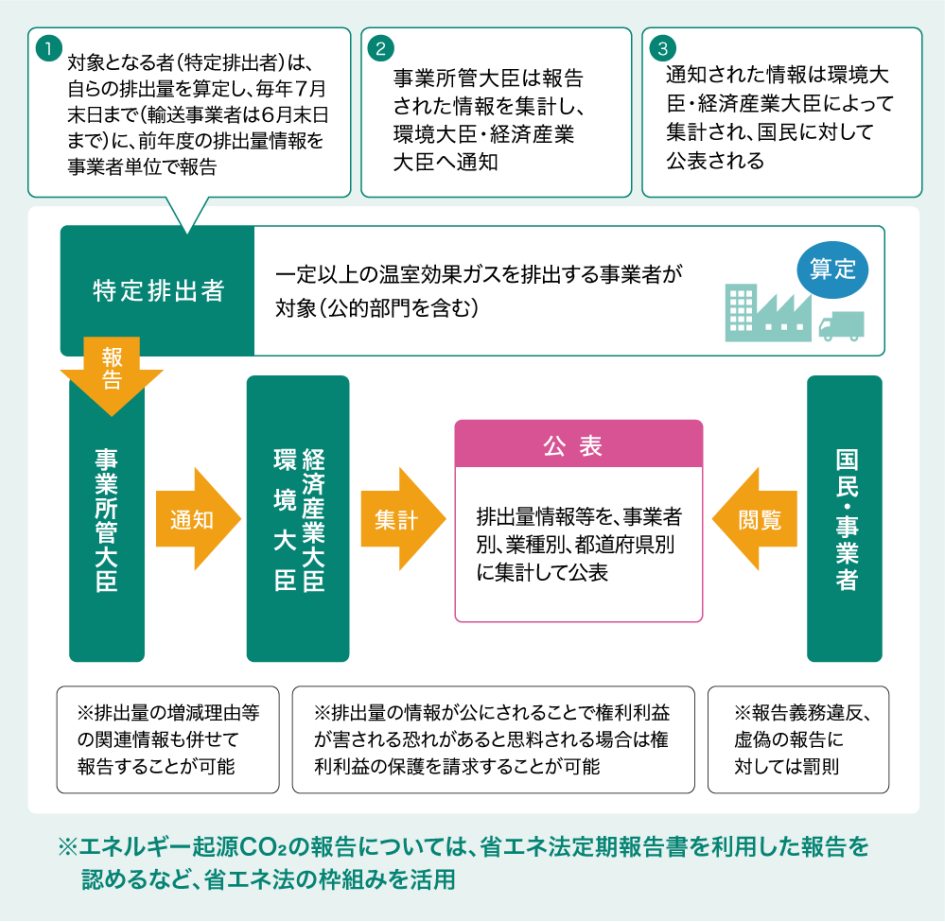

（出所）環境省ウェブサイト（https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/about.html）

（参考）令和７年度報告からの主な変更点

1. 「基礎排出係数」の算出における「クレジット等」の活用
   「基礎排出係数」の算出においても、「クレジット等」の活用が認められようになった。

2. 「メニュー別基礎排出係数」の設定
   「基礎排出係数」についても、「電力証書」や「熱証書」を任意に仕分け、メニューを設定することが認められるようになった。

3. 「冷熱・温熱メニュー」の設定
   「冷熱のみのメニュー」及び「温熱のみのメニュー」をメニューを設定することが認められるようになった。

目次

１.総論

２.基礎排出係数

３.調整後排出係数

様式の記入例

FAQ

１.総論

２.基礎排出係数

３.調整後排出係数

様式の記入例

FAQ

他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定

- SHK制度に基づき、特定排出者が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を国に報告する際、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量は、①熱供給事業者別排出係数、②実測等に基づく係数、③環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数（代替値）のいずれかを用いて算定する（注1）。

他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量 ＝ 他人から供給された熱使用量 × ①熱供給事業者別排出係数 or ②実測等に基づく係数 or ③代替値

（注1）①により算定することができないときは②、②により算定することができないときは③を用いる。

熱供給事業者別排出係数の公表時期

- 「熱供給事業者別排出係数」の公表（注1）を希望する場合は、「基礎排出係数」及び「調整後排出係数」を特定排出者の「排出量算定対象年度」に公表する（注2）。
- 「熱供給事業者別排出係数」の「係数算出対象期間」は、特定排出者の「排出量算定対象年度」の前年度である。

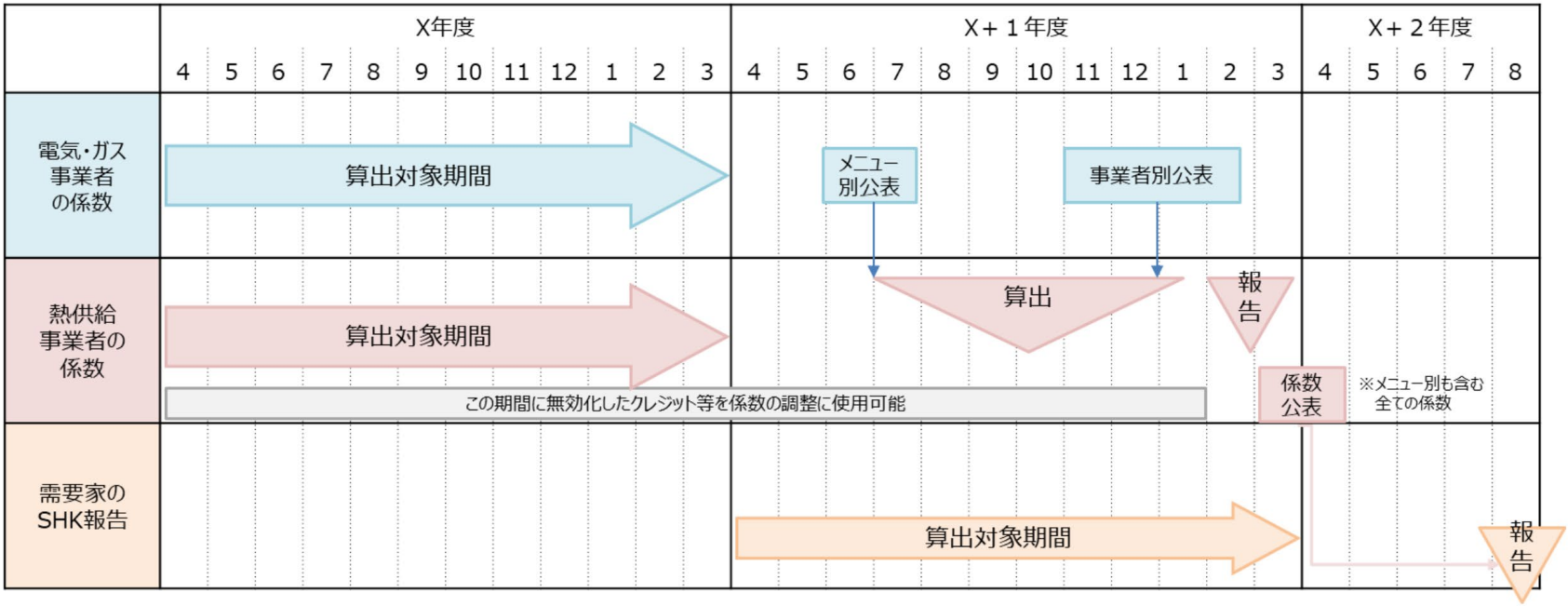

（注1）熱供給事業法の適用を受けている当該事業者の営業地域ごとの公表も可能である。
（注2）令和７年度の報告〆切は、例年とは異なり、６月６日である。

新規参入者の公表時期

- 新規参入者については、参入年度の「熱供給事業者別排出係数」の「係数算出対象期間」は、参入時から参入年度末までであり、参入年度の翌年度の「熱供給事業者別排出係数」の「係数算出対象期間」は、参入時から12ヶ月間である。

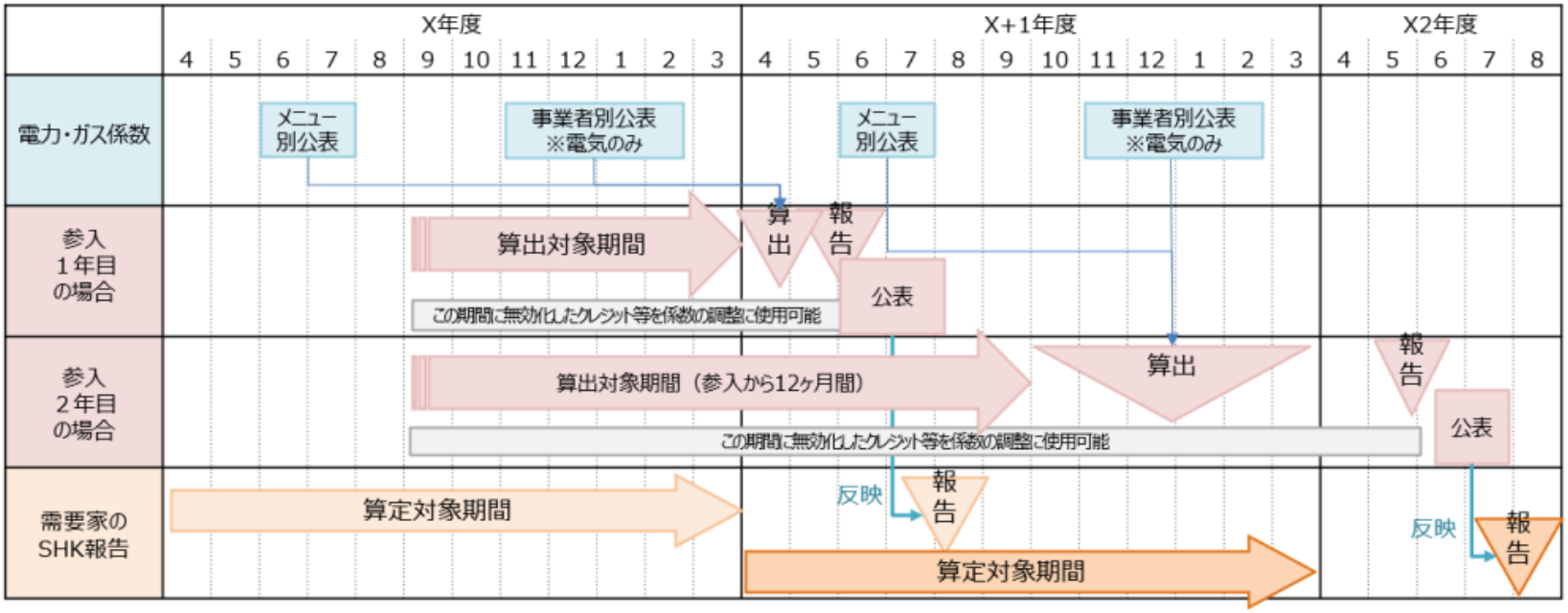

新規参入者の排出係数算出・報告・公表のスケジュールについて（９月に参入した場合）

１.総論

２.基礎排出係数

３.調整後排出係数

様式の記入例

FAQ

（１）基礎排出係数の算出方法

- 「基礎排出係数」は、「基礎二酸化炭素排出量」を「販売熱量」で除して算出する。
- 「基礎二酸化炭素排出量」は、「一次基礎二酸化炭素排出量」から「熱証書」を控除して算定する。ただし、自らが製造した「熱証書」を他の者に移転した場合は、その「移転量」を加える。

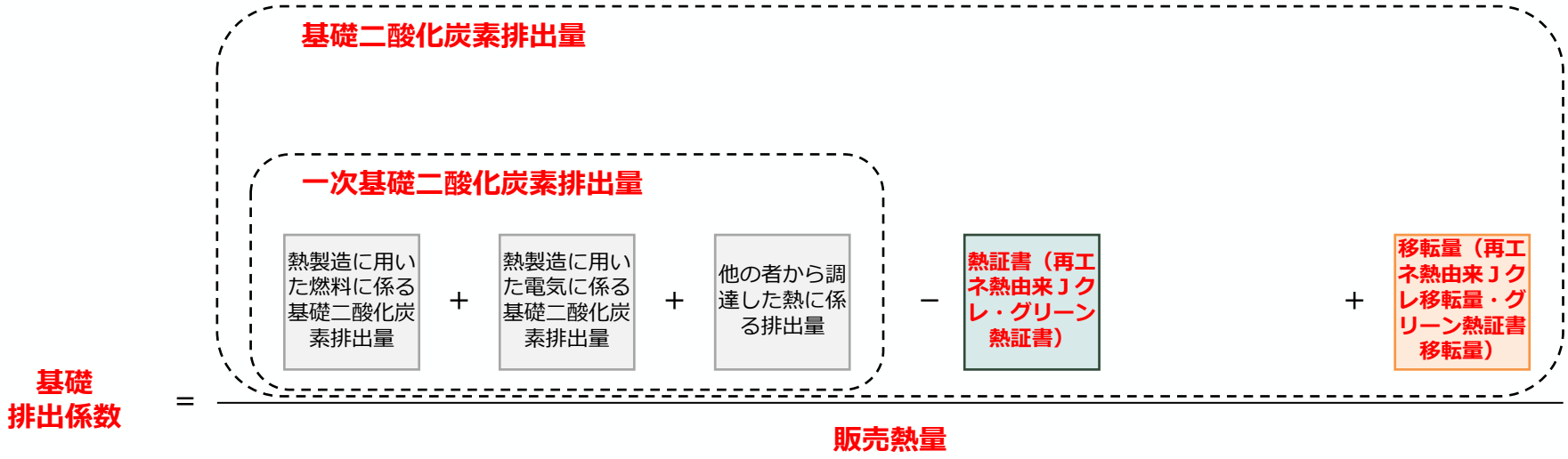

（2）料金メニューに応じた排出係数の設定

- 「メニュー別排出係数」の公表を希望する場合は、「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」と「残差により作成した係数」を作成する。
- その際、「販売メニュー」の一部を取り出したり、複数の「販売メニュー」を類型化したりする等の方法により設定する。

メニュー別排出係数の作成イメージ

取り出し/類型化

- 販売メニュー①
- 販売メニュー②
- 販売メニュー③

→ **メニューA**

- 販売メニュー④
- 販売メニュー⑤

→ **メニューB**

- 販売メニュー⑥
- 販売メニュー⑦
- 販売メニュー⑧

→ **メニューC（残差により作成）**

メニュー別排出係数の公表イメージ

	基礎排出係数（t-CO2/GJ）	調整後排出係数（t-CO2/GJ）
メニューA	0.0000	0.0000
メニューB	0.0421	0.0000
メニューC（残差）	0.0531	0.0514
事業者全体	0.0522	0.0503

（２）料金メニューに応じた排出係数の設定

- 「メニュー別基礎排出係数」は、「メニュー別基礎二酸化炭素排出量」を「メニュー別販売熱量」で除して算出する。
- 「メニュー別基礎二酸化炭素排出量」は、「メニュー別一次基礎二酸化炭素排出量」（注1）から任意に仕分けした「熱証書」を控除して算定する。

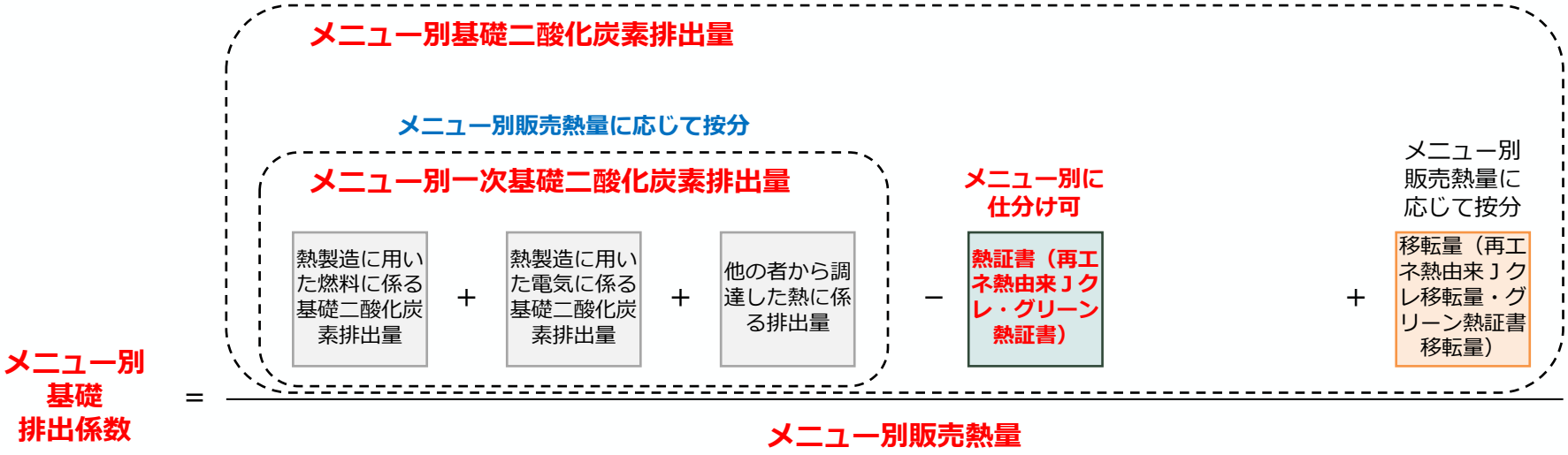

（注1）「電力証書（非化石証書・再エネ電力由来Ｊクレ・グリーン電力証書）」をメニューごとに任意に仕分ける。

（２）料金メニューに応じた排出係数の設定

- 冷熱と温熱に分けてメニューを提供する際には、「冷熱・温熱メニュー別一次基礎二酸化炭素排出量」は、「一次基礎二酸化炭素排出量」（電力証書を除く）を「冷熱・温熱メニュー別販売熱量」に応じ、按分して算定する（注1）。

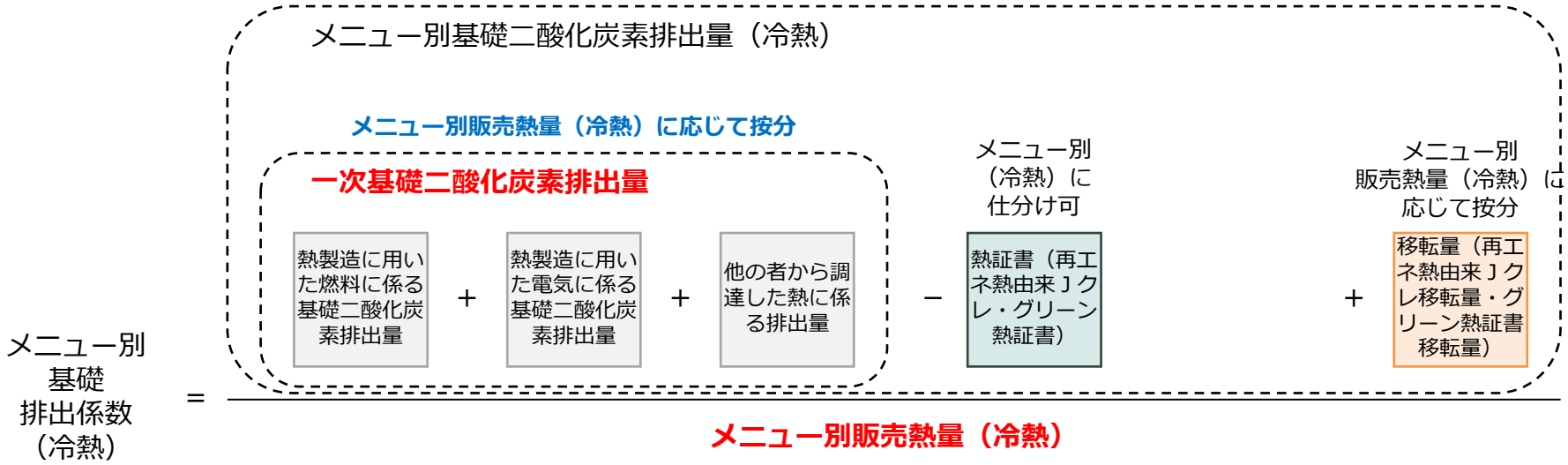

温熱のみのメニューを設定する場合も同様である。

（注1）グリーン電力証書・再エネ電力由来Ｊクレ・非化石証書の合計は、冷熱・温熱それぞれの製造に使用した、他の者から供給された電気の使用に伴う調整後二酸化炭素排出量を上限とし、非化石証書は、冷熱・温熱それぞれの製造に使用した、電気事業者から供給された電気の使用に伴う調整後二酸化炭素排出量を上限とする。

（３）一次基礎二酸化炭素排出量

- 「一次基礎二酸化炭素排出量」は、「熱製造に用いた燃料に係る基礎二酸化炭素排出量」に「熱製造に用いた電気に係る基礎二酸化炭素排出量」及び「他の者から調達した熱に係る排出量」を加えて算定する。

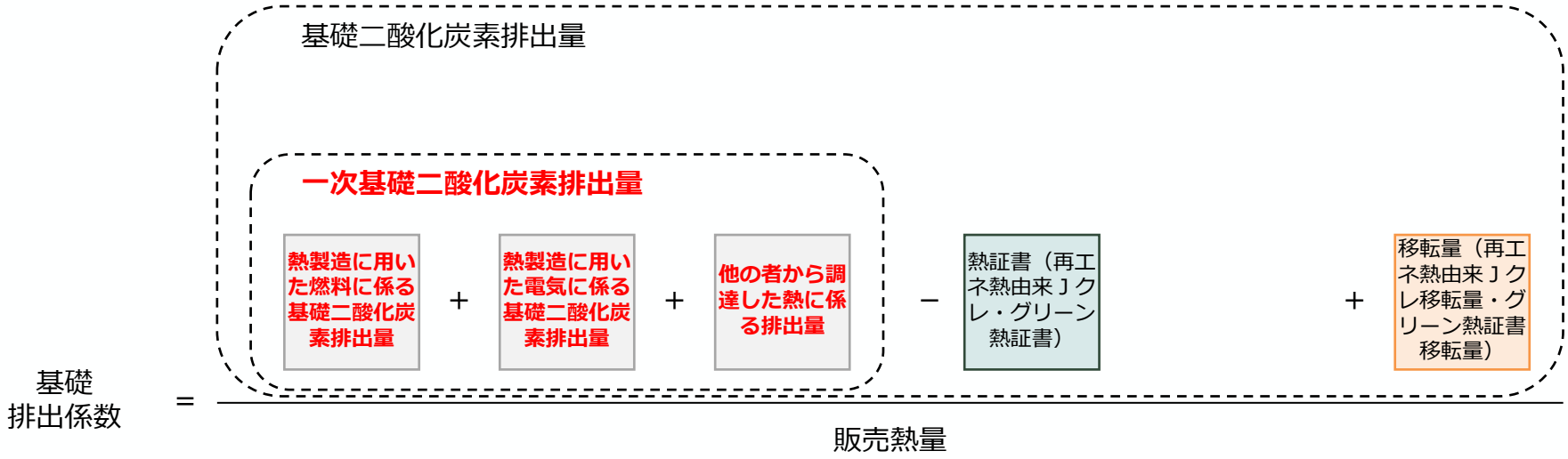

（３）一次基礎二酸化炭素排出量（燃料）

- 「熱製造に用いた燃料に係る基礎二酸化炭素排出量」は、「燃料使用量」に「単位発熱量」、「排出係数」及び「44/12（注1）」を乗じて算定する。
- 燃料として都市ガスを使用し、「ガス事業者別排出係数」が公表されている場合は、当該基礎排出係数を乗じて算定する。

熱製造に用いた燃料に係る基礎二酸化炭素排出量	=	燃料使用量	×	省令で定める燃料種ごとの単位発熱量	×	省令で定める燃料種ごとの排出係数	×	44/12

燃料として都市ガスを使用し、その調達先のガス事業者ごとの調整後排出係数が公表されている場合は、都市ガスの使用量に当該基礎排出係数を乗じて算定する。

（注1）「44」は二酸化炭素の分子量、「12」は炭素の分子量であり、「44/12」を乗じることで炭素換算重量を二酸化炭素換算重量に変換する。

（３）一次基礎二酸化炭素排出量（電気）

- 「熱製造に用いた電気に係る基礎二酸化炭素排出量」は、「電力使用量」に「排出係数」を乗じ、「電力証書」を控除して算定する。ただし、自らが製造した「電力証書」を他の者に移転した場合は、その「移転量」を加える。

熱製造に用いた電気に係る基礎二酸化炭素排出量 ＝ 電力使用量 × 排出係数 － 電力証書（非化石証書・再エネ電力由来Ｊクレ・グリーン電力証書） ＋ 移転量（再エネ電力由来Ｊクレの移転量・グリーン電力証書の移転量）

（３）一次基礎二酸化炭素排出量

- コジェネレーションシステムによる発電については、生成された電気・熱を作る際に必要であった１次エネルギー量をそれぞれ仮定し、二酸化炭素の量を按分する。電気は系統電力の全電源平均、熱は一般的なボイラー等による熱生成の効率又は実測値で割り戻して仮定する。

CGSから排出される二酸化炭素の電気及び熱への配分の考え方（原則）

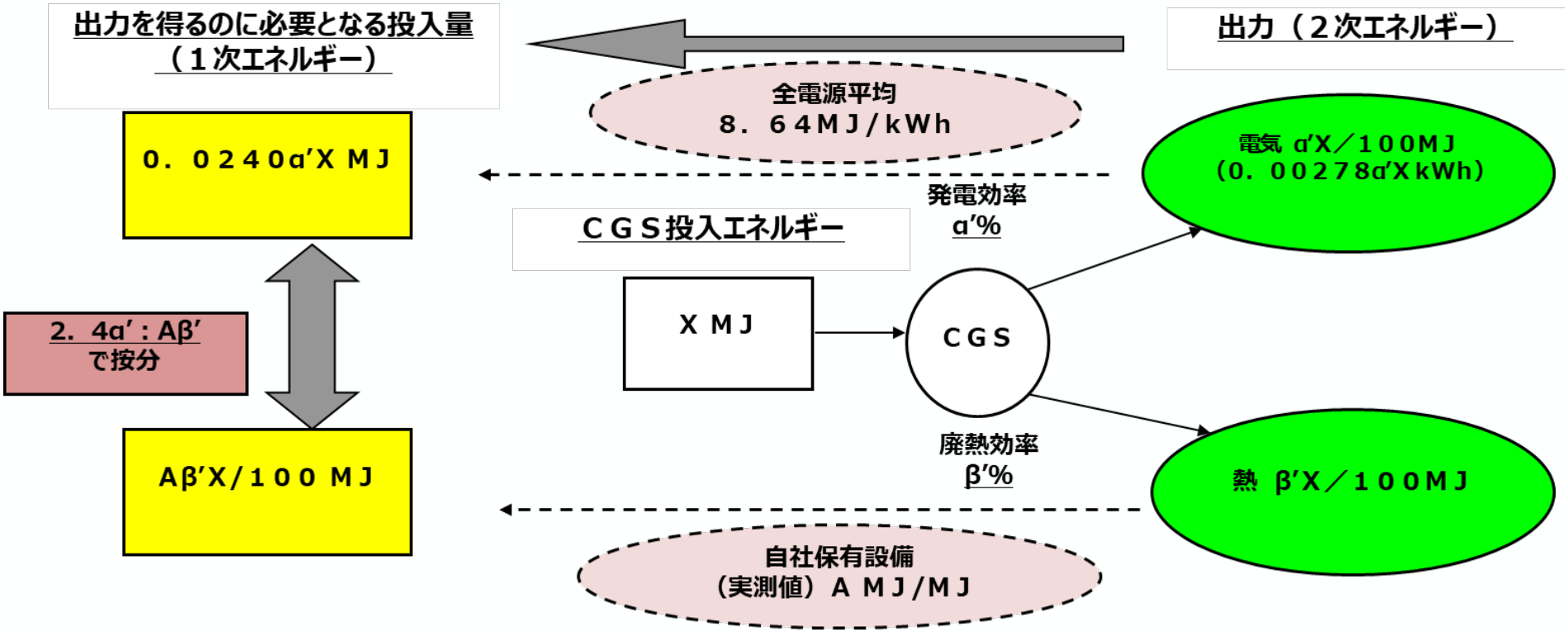

（３）一次基礎二酸化炭素排出量

- コジェネレーションシステムが、**その生成した電気を他の者に供給し、電気事業者別排出係数の計算に用いられている場合**は、「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」に記載されている按分方法で算定する。

CGSから排出される二酸化炭素の電気及び熱への配分の考え方（CGSが他の者に電気を供給している場合）

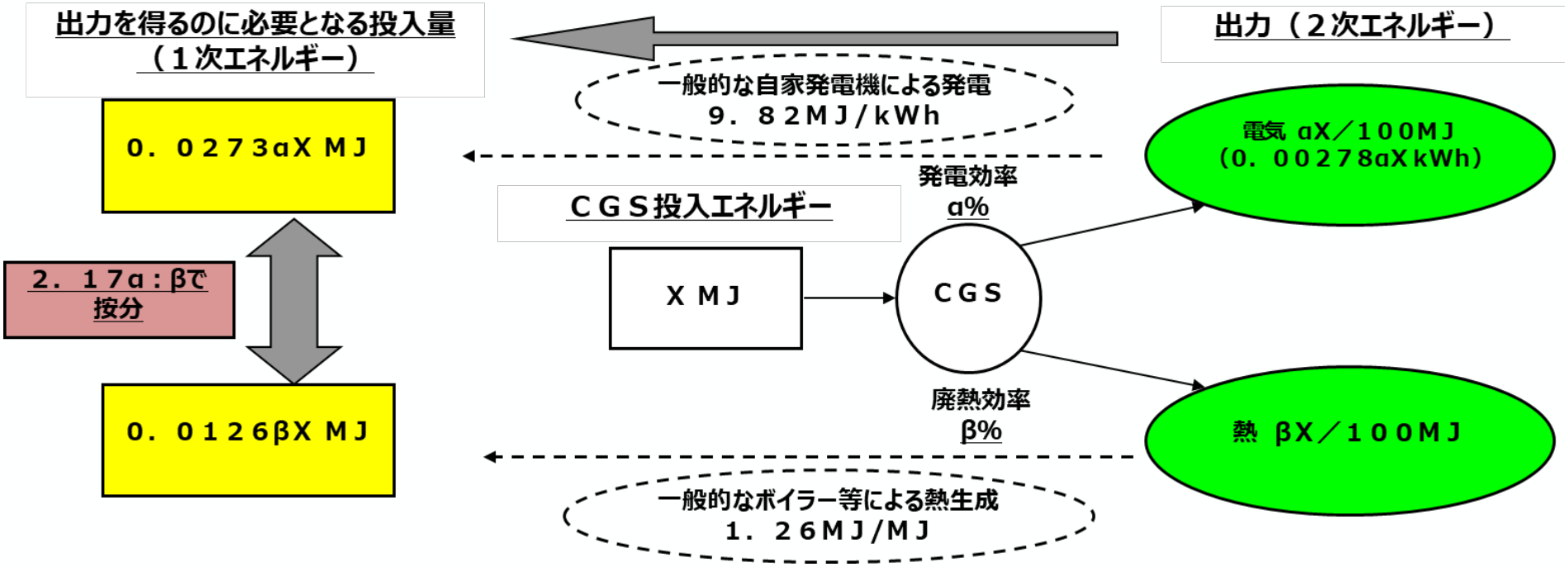

１.総論

２.基礎排出係数

３.調整後排出係数

様式の記入例

FAQ

（１）調整後排出係数の算出方法

- 「調整後排出係数」は、「調整後二酸化炭素排出量」を「販売熱量」で除して算出する。
- 「調整後二酸化炭素排出量」は、「一次調整後二酸化炭素排出量」から「熱証書」及び「その他のクレジット」を控除して算定する。ただし、自らが製造した「熱証書」を他の者に移転した場合は、その「移転量」を加える。

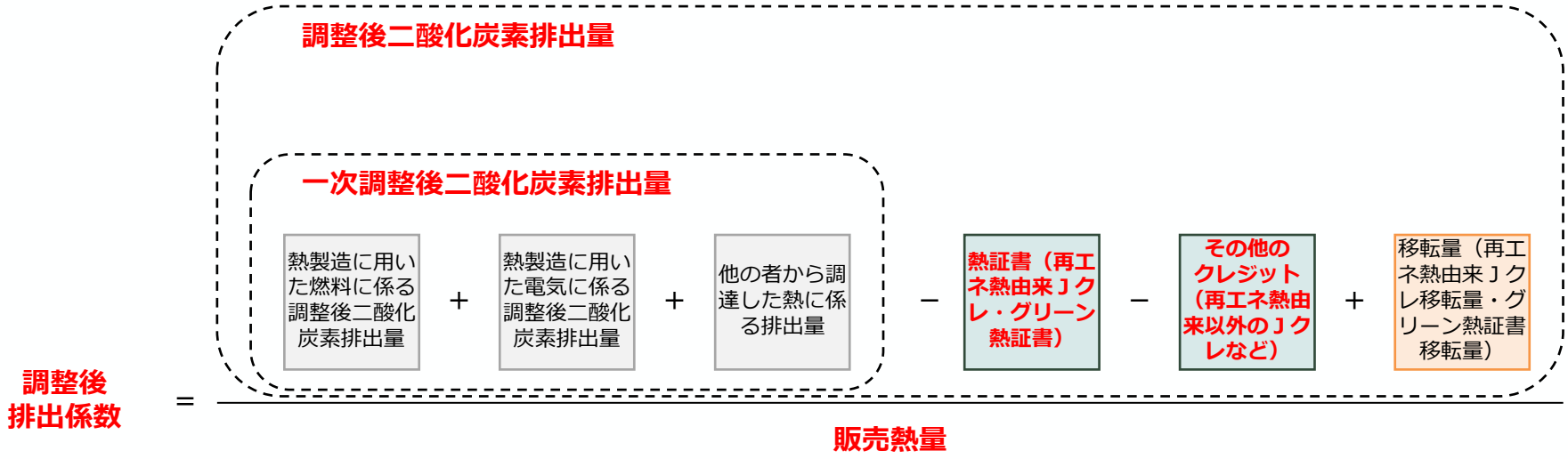

（２）料金メニューに応じた排出係数の設定

- 「メニュー別調整後排出係数」は、「メニュー別調整後二酸化炭素排出量」を「メニュー別販売熱量」で除して算出する。
- 「メニュー別調整後二酸化炭素排出量」は、「メニュー別一次調整後二酸化炭素排出量」（注1）から任意に仕分けした「クレジット等」を控除して算定する。

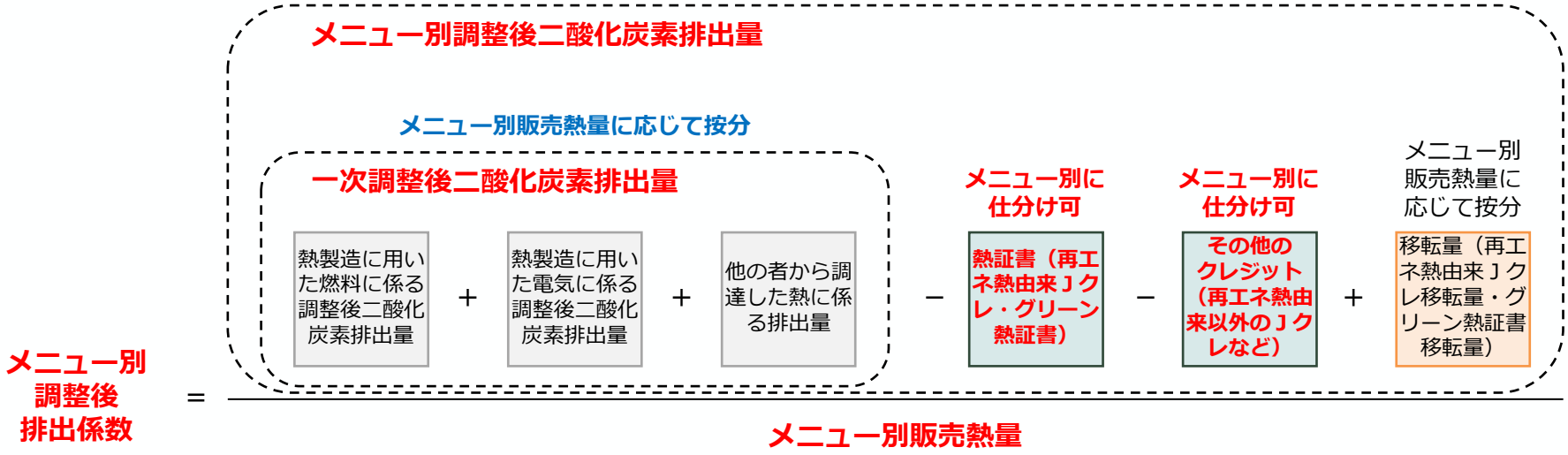

（注1）「電力証書（非化石証書・再エネ電力由来Ｊクレ・グリーン電力証書）」をメニューごとに任意に仕分ける。

（２）料金メニューに応じた排出係数の設定

- 冷熱と温熱に分けてメニューを提供する際には、「冷熱・温熱メニュー別一次調整後二酸化炭素排出量」（電力証書を除く）は、「一次調整後二酸化炭素排出量」を「冷熱・温熱メニュー別販売熱量」に応じ、按分して算定する。

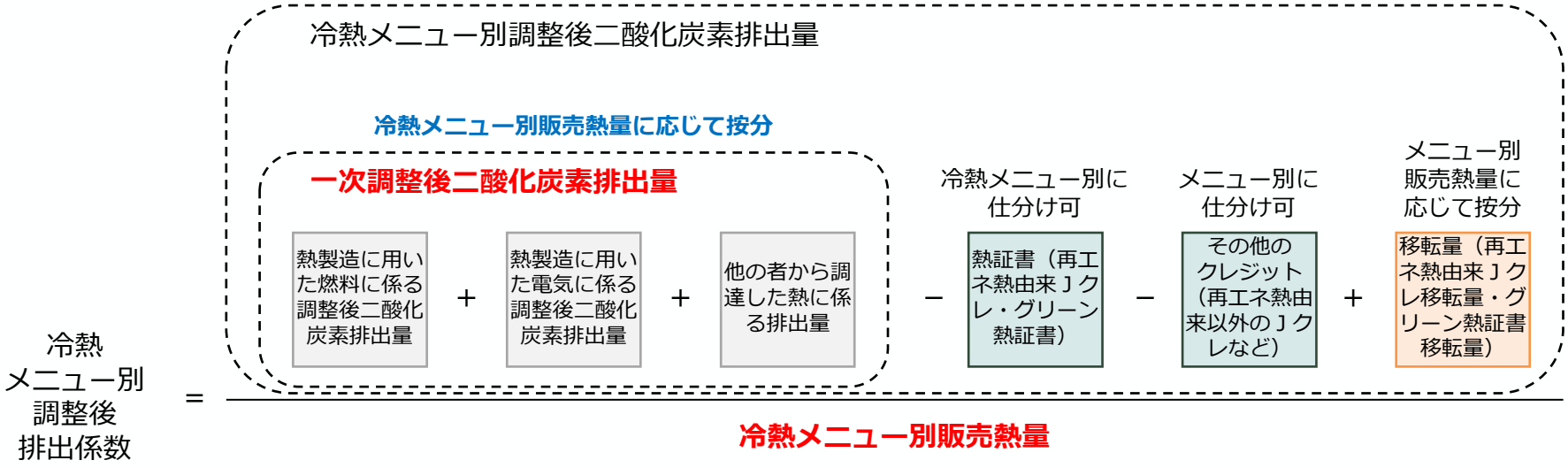

温熱のみのメニューを設定する場合も同様である。

（３）一次調整後二酸化炭素排出量

- 「一次調整後二酸化炭素排出量」は、「熱製造に用いた燃料に係る調整後二酸化炭素排出量」に「熱製造に用いた電気に係る調整後二酸化炭素排出量」及び「他の者から調達した熱に係る排出量」を加えて算定する。

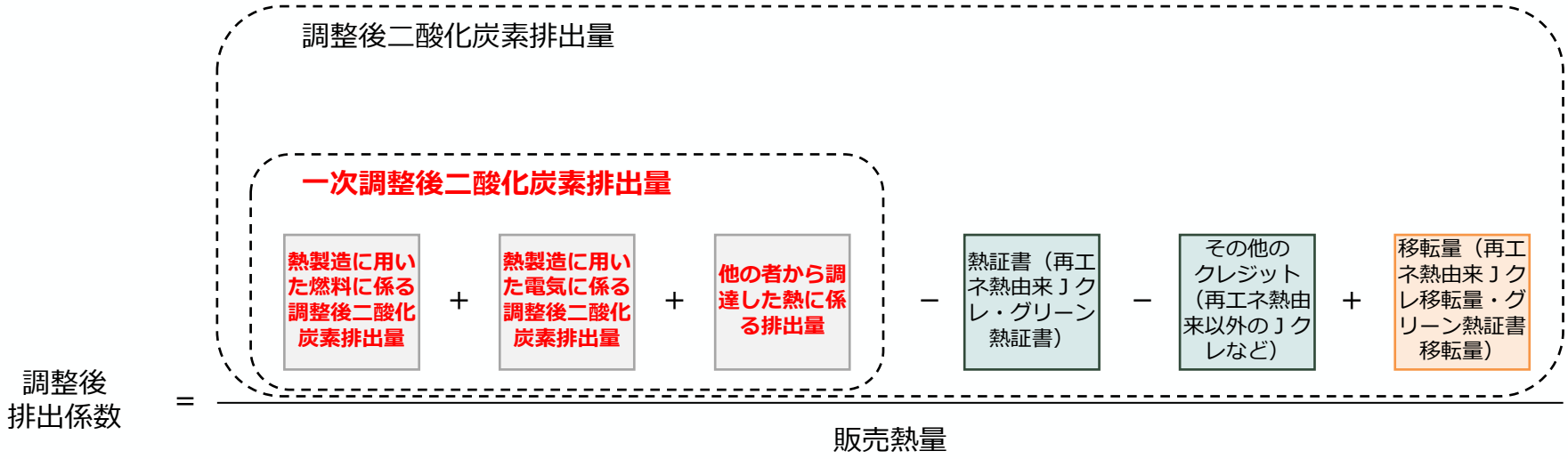

（３）一次調整後二酸化炭素排出量（燃料）

- 「熱製造に用いた燃料に係る調整後二酸化炭素排出量」は、「燃料使用量」に「単位発熱量」、「排出係数」及び「44/12」を乗じて算定する。
- なお、燃料として都市ガスを使用し、「ガス事業者別排出係数」が公表されている場合は、当該調整後排出係数を乗じて算定する。

熱製造に用いた燃料に係る調整後二酸化炭素排出量	=	燃料使用量	×	省令で定める燃料種ごとの単位発熱量	×	省令で定める燃料種ごとの排出係数	×	44/12

燃料として都市ガスを使用し、その調達先のガス事業者ごとの調整後排出係数が公表されている場合は、都市ガスの使用量に当該調整後排出係数を乗じて算定する。

（３）一次調整後二酸化炭素排出量（電気）

- 「熱製造に用いた電気に係る調整後二酸化炭素排出量」は、「電力使用量」に「排出係数」を乗じ、「電力証書」を控除して算定する。ただし、自らが製造した「電力証書」を他の者に移転した場合は、その「移転量」を加える。

熱製造に用いた電気に係る調整後二酸化炭素排出量	＝	電力使用量	×	排出係数	－	電力証書（非化石証書・再エネ電力由来Ｊクレ・グリーン電力証書）	＋	移転量（再エネ電力由来Ｊクレの移転量・グリーン電力証書の移転量）

1 .総論

2 .基礎排出係数

3 .調整後排出係数

様式の記入例

FAQ

様式の記入例

表紙の記入例

≪表紙≫

温対法における特定排出者の他の者から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定等に用いられる排出係数
（令和〇〇年度実績）

日付	令和　7年　4月　15日
事業者名	XX株式会社
営業地域名	XX地域

基礎排出係数（t-CO2/GJ）＝（一次基礎二酸化炭素排出量 － 国内認証排出削減量調整無効化量(注1) ＋ 自らが製造した再生可能エネルギー熱に係る国内認証排出削減量を他の者に移転した量）÷ 販売熱量

（注1）再生可能エネルギー熱に係るものに限る。

調整後排出係数（t-CO2/GJ）＝（一次調整後二酸化炭素排出量 － 国内認証排出削減量調整無効化量(注2) － 海外認証排出削減量調整無効化量）÷ 販売熱量

（注2）電気に係る国内認証排出削減量等及び他の者に移転した国内認証排出削減量を除く。

【事業者別または営業地域別】

【販売熱量（GJ）】	【二酸化炭素排出量（t-CO2）】	【二酸化炭素排出係数（t-CO2/GJ）】
販売熱量	一次基礎二酸化炭素排出量	
	40,638.70	
	基礎二酸化炭素排出量	基礎排出係数
	40,638.70	0.0406
1,000,000.00	一次調整後二酸化炭素排出量	
	40,224.20	
	調整後二酸化炭素排出量	調整後排出係数
	40,124.20	0.0401

【前年度報告との比較・分析】

販売熱量（GJ）	二酸化炭素排出量（t-CO2）	二酸化炭素排出係数（t-CO2/GJ）	差異分析
	（基礎二酸化炭素排出量）	（基礎排出係数）	
	（一次調整後二酸化炭素排出量）		
	（調整後二酸化炭素排出量）	（調整後排出係数）	

- 日付と会社名を入力する
- 地域ごとに公表を行う場合は、営業地域を入力する
- 熱の取引に用いる計量器における熱の供給量を記載する
- 前年度の報告内容を入力する

様式の記入例

表1の記入例

≪表1≫

熱の製造に伴い排出された一次二酸化炭素排出量
（令和〇〇年度実績）

事業者名　XX株式会社

1. 自ら製造した熱

ア. 熱製造に用いた燃料

①燃料使用量が判明する場合

二酸化炭素排出量 = 燃料使用量 × 燃料種別発熱量 × 燃料種別排出係数 × 44 / 12

②燃料が都市ガスの場合

二酸化炭素排出量 = 都市ガス使用量 × 調達先の事業者別排出係数(注1)

（注1）一次基礎二酸化炭素排出量を求めるには事業者別基礎排出係数を、一次調整後二酸化炭素排出量を求めるには事業者別調整後排出係数を用いる。

＜燃料種と使用量＞

燃料種	燃料使用量		燃料種別発熱量		総発熱量(GJ)	燃料種別排出係数(t-C/GJ)	二酸化炭素排出量(t-CO2)
輸入原料炭		t	28.7	GJ/t	0.00	0.0246	0.00
コークス用原料炭		t	28.9	GJ/t	0.00	0.0245	0.00
吹込用原料炭		t	28.3	GJ/t	0.00	0.0251	0.00
輸入一般炭		t	26.1	GJ/t	0.00	0.0243	0.00
国産一般炭		t	24.2	GJ/t	0.00	0.0242	0.00
輸入無煙炭		t	27.8	GJ/t	0.00	0.0259	0.00
石炭コークス		t	29.0	GJ/t	0.00	0.0299	0.00
石油コークス又はFCCコーク		t	34.1	GJ/t	0.00	0.0254	0.00
コールタール		t	37.3	GJ/t	0.00	0.0209	0.00
石油アスファルト		t	40.0	GJ/t	0.00	0.0204	0.00
コンデンセート(NGL)		kl	34.9	GJ/kl	0.00	0.0183	0.00
原油		kl	38.3	GJ/kl	0.00	0.0190	0.00
揮発油		kl	33.4	GJ/kl	0.00	0.0187	0.00
ナフサ		kl	33.3	GJ/kl	0.00	0.0186	0.00
ジェット燃料油		kl	36.3	GJ/kl	0.00	0.0188	0.00
灯油		kl	36.5	GJ/kl	0.00	0.0187	0.00
軽油		kl	38.0	GJ/kl	0.00	0.0188	0.00
A重油		kl	38.9	GJ/kl	0.00	0.0193	0.00
B・C重油		kl	41.8	GJ/kl	0.00	0.0202	0.00
高硫油		kl	40.2	GJ/kl	0.00	0.0199	0.00
液化石油ガス(LPG)		t	50.1	GJ/t	0.00	0.0163	0.00
石油系炭化水素ガス		千m3	46.1	GJ/千m3	0.00	0.0144	0.00
液化天然ガス(LNG)		t	54.7	GJ/t	0.00	0.0139	0.00
天然ガス		千m3	38.4	GJ/千m3	0.00	0.0139	0.00
コークス炉ガス		千m3	18.4	GJ/千m3	0.00	0.0109	0.00
高炉ガス		千m3	3.2	GJ/千m3	0.00	0.0264	0.00
発電用高炉ガス		千m3	3.5	GJ/千m3	0.00	0.0264	0.00
転炉ガス		千m3	7.5	GJ/千m3	0.00	0.0420	0.00
RDF		t	18.0	GJ/t	0.00	0.0162	0.00
RPF		t	26.9	GJ/t	0.00	0.0168	0.00
廃タイヤ		t	33.2	GJ/t	0.00	0.0135	0.00
廃プラスチック(一般廃棄物)		t	29.3	GJ/t	0.00	0.0257	0.00
廃プラスチック(産業廃棄物)		t	29.3	GJ/t	0.00	0.0239	0.00
廃油又は廃油から製造された燃料炭化水素油		kl	40.2	GJ/kl	0.00	0.0179	0.00
廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油		kl	38.0	GJ/kl	0.00	0.0188	0.00
小　計			-		-	-	0.00

- 燃料ごとの使用量を記載する

- 都市ガスを使用しており、その調達先のガス事業者が事業者別排出係数を公表している場合は、当該排出係数を入力する。

＜都市ガスを使用している場合＞

ガス事業者の名称	都市ガス使用量(千m3)	事業者等別基礎排出係数 (t-CO2/千m3)	一次基礎二酸化炭素排出量 (t-CO2)	事業者別調整後排出係数 (t-CO2/千m3)	一次調整後二酸化炭素排出量 (t-CO2)
株式会社A	8,000.00	2.05	16,400.00	2.02	16,160.00
小計	8,000.00	-	16,400.00	-	16,160.00

様式の記入例

表1の記入例

イ. 熱製造に用いた電気

①事業者等別二酸化炭素排出係数が判明する場合（固定価格買取制度及び非FIT非化石電源より調達したものを除く）

二酸化炭素排出量 = 調達電力量 × 事業者等別二酸化炭素排出係数

事業者の名称	調達電力量(kWh)	事業者等別基礎排出係数 (t-CO2/kWh)	一次基礎二酸化炭素排出量 (t-CO2)	事業者等別調整後排出係数 (t-CO2/kWh)	一次調整後二酸化炭素排出量 (t-CO2)
発電事業者B	16,000,000.00	0.000522	8,352.00	0.000518	8,288.00
日本卸電力取引所	10,000,000.00	0.000478	4,780.00	0.000478	4,780.00
小売事業者C	8,500,000.00	0.000555	4,717.50	0.000542	4,607.00
小計	34,500,000.00	-	17,849.50	-	17,675.00

②事業者等別二酸化炭素排出係数が判明しない場合（固定価格買取制度で電気調達したものを除く）

二酸化炭素排出量 = 調達電力量 × 代替値

事業者の名称	調達電力量(kWh)	代替値(t-CO2/kWh)	二酸化炭素排出量(t-CO2)
小計	0.00	-	0.00

2. 他の者から供給された熱

①調達先が熱供給事業者であり、かつ、提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できる場合

二酸化炭素排出量 = 調達熱量 × 情報に応じ算出できる排出係数

事業者の名称	調達熱量(GJ)	情報に応じ算出できる排出係数 (t-CO2/GJ)	一次基礎二酸化炭素排出量 (t-CO2)	情報に応じ算出できる調整後排出係数 (t-CO2/GJ)	一次調整後二酸化炭素排出量 (t-CO2)
小計	0.00	-	0.00	-	0.00

②調達先が熱供給事業者以外である、又は提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できない場合

二酸化炭素排出量 = 調達熱量 × 省令の排出係数

事業者の名称	調達熱量(GJ)	省令の排出係数(t-CO2/GJ)	二酸化炭素排出量(t-CO2)
株式会社D	200,000.00	0.0530	10,600.00
小計	200,000.00	-	10,600.00

- 事業者別排出係数を記載する（JEPXから調達している場合はJEPX係数を記載する）
- 熱を供給されている場合は記載する

様式の記入例

表2の記入例

≪表2≫

自ら製造した熱のうち、コジェネレーションシステムを活用して製造した熱
（令和〇〇年度実績）

事業者名　XX株式会社

当該コジェネレーションシステムの燃料と使用量

燃料の種類	都市ガス	
燃料使用量	2,500.00	千m3
二酸化炭素排出量（t-CO2）	5,125.00	

←左セルに表1の＜燃料種と使用量＞に準じて単位を記載のこと

	出力（2次エネルギー）		出力を得るのに必要となる投入量（1次エネルギー）		二酸化炭素排出量（t-CO2）
電気	960,000.00	kWh	82,944,000.00	MJ	2,959.02
熱	68,000,000.00	MJ	60,714,286.00	MJ	2,165.98

自社保有設備の実効率（MJ/MJ）	1.12

備考

※当該コジェネレーションシステムが、その生成した電気を他の者に供給し、電気事業者の事業者別排出係数の計算に用いられている場合はその旨を記載すること。

- **pp.16~17を参考に算出し、入力する**
- **実測可能であれば実測値を入力する**

様式の記入例

表3の記入例

≪表3≫

自ら排出量調整無効化した国内認証排出削減量
（令和〇〇年度実績）

事業者名　XX株式会社

	削減量の種別	排出量調整無効化量(t-CO2)	うち再エネ電気(注2)に係るもの(t-CO2)	うち再エネ熱(注3)に係るもの(t-CO2)	特定番号	排出量調整無効化日
1	J-クレジット	100.00			ZZZ-000-000-000-000-000～ZZZ-000-000-000-000-000-000	yyyy年mm月dd日
2	J-クレジット	50.00	50.00		ZZZ-000-000-000-000-000～ZZZ-000-000-000-000-	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
合計		150.00	50.00			

(注1)太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。

(注2)太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源を熱に変換する設備及びその附属設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる熱をいう。

※本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、当該熱供給事業者が排出量調整無効化を行ったことを確認できる書類を添付すること。

※本表に記載した全ての国内認証排出削減量については、特定排出者(自社を含む)が温対法第26条に基づき国に報告する調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることはできない。

- 処理日を記載する
- 種別・数量（無効化量）・特定番号を記入する

J-クレジット無効化通知書

※サンプル

口座保有事業者名 殿　　XXXXXXXXXXX
（ 口座番号：JP-100-20000-00001-XXXXX-00 ）　　YYYY 年 MM 月 DD 日

J－クレジット制度管理者

無効化通知書

J－クレジット制度実施要綱３，２に基づく無効化申請の結果として、 下記のとおり、J－クレジット登録簿システムに処理したので、お知らせします。

記

トランザクション番号	JP-20000-00000-XXXXX
口座種別	J－クレジット用　無効化口座
口座番号	JP-100-20000-00000-00400-00
処理日	yyyy 年 mm 月 dd 日

クレジット情報

項番	種別	クレジット認証番号（:プロジェクト名） クレジット特定番号			
		数量 (t-CO_2)	省エネルギー量 (kl:原油換算)	再エネ算定量 (電力:MWh)	再エネ算定量 (熱:GJ)
1	AAA	BBBBBBB：プロジェクト名 ZZZ-000-000-000-000-000 ～ ZZZ-000-000-000-000-000			
		XX	XX	XX	XX
2	CCC	DDDDDDD：プロジェクト名 ZZZ-000-000-000-000-000 ～ ZZZ-000-000-000-000-000			
		XX	XX	XX	XX
合計		XX	XX	XX	XX

以上

<用途>
「①用途の選択」で選択した用途が印字されます

<クレジット利用法人・利用期間>
入力されたクレジット利用法人名が印字されます
入力されたクレジット利用期間が印字されます

<目的詳細>
入力された無効化目的の詳細が印字されます

様式の記入例

Ｊ－クレジットの無効化手続きにおける注意点

- Ｊ－クレジット無効化通知書の「用途」及び「目的詳細」は、「熱供給小売事業者の基礎/調整後排出係数もしくはメニュー別基礎/調整後排出係数の調整」としてください。それ以外の用途・目的が記載された無効化通知書は受理できません。

※サンプル

口座保有事業者名 殿　　XXXXXXXXXXX
（ 口座番号：JP-100-20000-00001-XXXXX-00 ）　　YYYY 年 MM 月 DD 日

Ｊ－クレジット制度管理者

無効化通知書

Ｊ－クレジット制度実施要綱３．２に基づく無効化申請の結果として、 下記のとおり、Ｊ－クレジット登録簿システムに処理したので、お知らせします。

記

トランザクション番号	JP-20000-00000-XXXXX
口座種別	Ｊ－クレジット用　無効化口座
口座番号	JP-100-20000-00000-00400-00
処理日	yyyy 年 mm 月 dd 日

クレジット情報

項番	種別	クレジット認証番号（:プロジェクト名）				
		クレジット特定番号			数量（$t\text{-}CO_2$）	
		省エネルギー量（kl:原油換算）	再エネ算定量（電力:MWh）	再エネ算定量（熱:GJ）	非化石エネルギー量（電力:kWh）	非化石エネルギー量（熱:GJ）
1	AAA	BBBBBBB：プロジェクト名				
		ZZZ-000-000-000-000-000～ZZZ-000-000-000-000-000				XXX
		XX	XX	XX	XX	XX
合計						XXX
		XX	XX	XX	XX	XX

以上

<用途>
「①用途の選択」で選択した用途が印字されます
<クレジット利用法人・実績報告年度・利用期間>
入力された「クレジット利用法人（特定排出者コード：000000000）」
選択された「実績報告年度」
入力された「クレジット利用期間」　が印字されます
<目的詳細>
入力された無効化目的の詳細が印字されます

- **ご不明な点はJ-クレジット制度事務局にお問い合わせください。**
  Tel: 050-3173-8916
  E-mail: help@jcre.jp
- **詳細はJ-クレジット制度事務局による以下の資料をご参照ください。**
  https://www.japancredit.go.jp/case/law/#kouridenki_pagelink

- **用途：温対法での報告（基礎/調整後排出係数の調整）**
- **クレジット利用法人：熱供給小売事業者名**
- **熱供給事業者ごとの基礎/調整後排出係数の調整の場合**
  例：XXXX年度（YYYY年度実績）の温対法報告におけるガス事業者ごとの基礎/調整後排出係数の調整のため
- **メニュー別の基礎/調整後排出係数の調整の場合**
  例：XXXX年度（YYYY年度実績）の熱メニューXにおける基礎/調整後排出係数の調整のため
- **（参考）個別熱メニューで需要家名を明記したい場合**
  例：XXXX年度（YYYY年度実績、〇〇様分）の熱メニューXにおける基礎/調整後排出係数の調整のため

様式の記入例

表8-1の記入例

≪表8-1≫

非化石電源二酸化炭素削減相当量（FIT非化石証書分）
（令和〇〇年度実績）

事業者名　XX株式会社

非化石電源二酸化炭素削減相当量 ＝ 取得したFIT非化石証書の電力量 × 全国平均係数 × FIT非化石証書補正率

取得したFIT非化石証書の電力量（kWh）	全国平均係数（t-CO2/kWh）	FIT非化石証書補正率	非化石電源二酸化炭素削減相当量（t-CO2）
1,800,000.00	0.000434	1.03	804.636

※本表に記載した取得した非化石証書の量について、卸電力取引所より、当該非化石証書の口座保有量を証するものを書面にて入手の上、その写しを添付すること。

- **FIT証書の保有量を入力する**

- **全国平均係数・FIT非化石証書補正率は、経済産業省の公表する数値を入力する**

非化石証書口座保有量証明書

JEPX

一般社団法人
日本卸電力取引所

〇〇電力株式会社

2023年2月27日

東京都港区芝浦一丁目7番14号
一般社団法人日本卸電力取引所

非化石証書口座保有量証明書(2022年度)

非化石価値取引規定第23条第4項に規定する2022年度対象の非化石証書の口座保有量について、下記の通り通知します。

記

種別	非化石証書保有量(kWh)
FIT	xxx
非 FIT 再エネ指定あり	xxx
非 FIT 再エネ指定なし	xxx
合計	xxxx

以上

排出量調整無効化を行ったことを確認できる書類を報告様式と一緒に提出

非化石証書を仲介事業者から調達した場合は、JEPXの口座残高保有量証明書の代わりに、購入した仲介事業者が発行する、報告年度対象分の購入証書量の証明書をご提出ください。

様式の記入例

表1（メニュー別）の記入例

- 「販売熱量」をメニューごとに任意に仕分ける

≪表1（メニュー別）≫

熱の製造に伴い排出されたメニュー別二酸化炭素排出量
（令和〇〇年度実績）

事業者名　XX株式会社

メニュー	販売熱量(GJ)	クレジット等による控除をする前の一次基礎二酸化炭素排出量(t-CO2)	電気に係る国内認証排出削減量等(t-CO2)	熱に係る国内認証排出削減量(t-CO2)	固定価格買取・非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量(t-CO2)	電気に係る国内認証排出削減量の移転量(t-CO2)	熱に係る国内認証排出削減量の移転量(t-CO2)	メニュー別基礎二酸化炭素排出量(t-CO2)	クレジット等による控除をする前の一次調整後二酸化炭素排出量(t-CO2)	電気及び熱に係るものを除く国内及び海外認証排出削減量(t-CO2)	メニュー別調整後二酸化炭素排出量(t-CO2)	メニュー別基礎排出係数(t-CO2/GJ)	メニュー別調整後排出係数(t-CO2/GJ)
メニューA	150,000.00	6,283.57	575.00	50.00	0.00	0.00	0.00	5,658.57	6,221.40	250.00	5,346.40	0.0377	0.0356
メニューB	250,000.00	10,472.62	25.00	25.00	0.00	0.00	0.00	10,422.62	10,368.99	0.00	10,318.99	0.0417	0.0413
メニューC	600,000.00	25,134.29	304.76	25.00	0.00	0.00	0.00	24,804.53	24,885.59	0.00	24,555.83	0.0413	0.0409
全体	1,000,000.00	41,890.48	904.76	100.00	0.00	0.00	0.00	40,885.72	41,475.98	250.00	40,221.22	0.0409	0.0402

※メニュー別排出係数について記入欄が不足する場合は別途、別にし出ること（「残差により作成した係数」は最終行に設定するものとする）。

様式の記入例

表2（メニュー別）の記入例

≪表2（メニュー別）≫

排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等
（令和〇〇年度実績）

事業者名　XX株式会社

（表3）再エネ電気及び再エネ熱に係るものを除く自ら排出量調整無効化等した国内認証排出削減量

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	150.00	150.00		0.00

（表3）再エネ電気に係る自ら排出量調整無効化等した国内認証排出削減量

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	50.00	25.00	25.00	0.00

（表3）再エネ熱に係る自ら排出量調整無効化等した国内認証排出削減量

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	0.00			0.00

（表4）再エネ電気及び再エネ熱に係るものを除く自らの代わりに他の者が排出量調整無効化等した国内認証排出削減量

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	100.00	100.00		0.00

（表4）再エネ電気に係る自らの代わりに他の者が排出量調整無効化等した国内認証排出削減量

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	0.00			0.00

（表4）再エネ熱に係る自らの代わりに他の者が排出量調整無効化等した国内認証排出削減量

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	0.00			0.00

（表5）自ら排出量調整無効化等した海外認証排出削減量

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	0.00			0.00

（表6）自らの代わりに他の者が排出量調整無効化等した海外認証排出削減量

	排出量調整無効化量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	0.00			0.00

（表7）グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度（グリーン電力証書、グリーン熱証書）

	グリーンエネルギーCO2削減相当量（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
グリーン電力証書	50.00	50.00		0.00

クレジット等をメニューごとに仕分ける。

様式の記入例

表2（メニュー別）の記入例

グリーン熱証書	100.00	50.00	25.00	25.00
小計	150.00	100.00	25.00	25.00

（表8-1）非化石電源二酸化炭素削減相当量（FIT非化石証書分）

	非化石電源二酸化炭素削減相当量（FIT非化石証書分）（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	804.64	500.00		304.64

（表8-2）非化石電源二酸化炭素削減相当量（非FIT非化石証書分）

	非化石電源二酸化炭素削減相当量（非FIT非化石証書分）（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計	0.13			0.13

（注）非化石証書の利用上限判定

	非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量の合計（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計		500.00	0.00	304.76
上限		2,677.43	4,462.38	10,709.70
判定		○	○	○

（注）グリーン電力証書、再エネ電力由来J-クレジット及び非化石証書の利用上限判定

	グリーン電力証書、再エネ電力由来J-クレジット及び非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量の合計（t-CO2）			
		メニューA	メニューB	メニューC
小計		575.00	25.00	304.76
上限		2,677.43	4,462.38	10,709.70

判定		○	○	○

（合計）電気に係る国内認証排出削減量等

		メニューA	メニューB	メニュー
小計	904.76	575.00	25.00	

（合計）熱に係る国内認証排出削減量

		メニューA	メニューB	メニューC
小計	100.00	50.00	25.00	25.00

（合計）電気及び熱に係るものを除く国内及び海外認証排出削減量

		メニューA	メニューB	メニューC
小計	250.00	250.00	0.00	0.00

- クレジット等をメニューごとに仕分ける。
- 非化石証書及び電力証書の使用が、上限を超えていないことを確認する。

１.総論

２.基礎排出係数

３.調整後排出係数

様式の記入例

FAQ

FAQ

よくあるご質問

	ご質問	回答
通達	通達はどこにあるか。	以下のリンクからご確認ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/effective_use/ontaihou.html
報告様式	報告様式はどこにあるか。	
スケジュール	今後のスケジュールはどこに記載されているか。	
排出係数	排出係数は標準状態か、標準環境状態（SATP）か。	標準環境状態（SATP）です。
	入力する数値は整数か。	特に指定はありません。
	公表される排出係数の有効数字は何桁か。	有効数字3桁で公表する予定です。
クレジット	利用できるＪ－クレジットの種別に制限はあるか。	ありません。
報告方法	報告様式の提出先はどこか。	事務局のメールアドレスへご送付ください。
	販売量情報に係る情報は、提出する必要があるか。	必須ではありませんが、可能であればご提出ください。
	提出する報告様式の形式はExcelか、PDFか。	Excel形式でご提出ください。
	報告様式を修正できるか。	提出締切前でしたら、問題ありません。再度ご提出ください。
	根拠資料とは何か。	報告様式です。